

第 3 6 2 回常議員会 次第

1. 日 時 : 令和 5 年 1 1 月 2 8 日 (火) 1 2 時 0 0 分より
2. 場 所 : 本所 特別会議室 1
3. 議 題
 - 議案第 1 号 監事 1 名補充選任承認に関する件
 - 議案第 2 号 会員加入承認に関する件
 - 議案第 3 号 退任議員への感謝状贈呈承認に関する件
 - 議案第 4 号 会員事業所表彰承認に関する件
 - 議案第 5 号 特定個人情報及び個人情報保護規程の改定承認に関する件
 - 議案第 6 号 第 363 回常議員会並びに第 147 回議員総会の合同開催承認に関する件
 - 議案第 7 号 部会再編に関する件
4. 報告事項
 - (1) 議員の職務を行う者の異動について
 - (2) 景況調査について
 - (3) 令和 6 年度蒲郡市への施策要望について
 - (4) 令和 6 年新年交礼会について
 - (5) 愛知県休み方改革マイスター企業認定制度について
 - (6) あいち女性輝きカンパニー認証について
 - (7) 日本商工連盟への入会並びに会費納入について
 - (8) 商工会議所共済・福祉制度キャンペーンについて
 - (9) 愛知・名古屋アジア競技大会について
 - (10) 洋上風力発電・浮体式実証の候補海域について
 - (11) 蒲郡ベンチアートプロジェクトについて
 - (12) テックスビジョン 2023 ミカワについて
 - (13) 三河観光 G O N 事業について
 - (14) M i k a w a de 遊び 1 0 0 について
 - (15) 令和 5 年度おらがの店じまんについて
 - (16) その他

***** 常議員会日程 *****

昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0
講演会 (サイバー攻撃対策について)	1 2 : 4 0 ~ 1 3 : 1 0
議案審議並びに報告事項	1 3 : 1 5 ~ 1 4 : 4 5

議案第1号

監事1名補充選任について

R 5 . 1 1 . 2 8

退 任

税理士法人トリプルエー蒲郡事務所

前スーパーバイザー

やまもと ふさひろ
山本 房弘 氏

候補者

税理士法人トリプルエー蒲郡事務所

代表社員

いわしろ ひろかず
岩城 弘和 氏

議案第2号

新 入 会 員 に つ い て

(令和5年7月14日～令和5年11月20日)

番号	名 称	代表者名	所 在 地	業 種
1	かもめ かもめ	すずき ひろみ 鈴木 宏美	形原町上音羽47・47-5-1合併地	あぶら菓子の製造販売
2	しゅどうやまるやま (株)酒道屋 丸山	ひらの きょうこ 平野 恭子	三谷町東2-43	本格焼酎地酒店、自然と人が風土の中から醸した本物の品質で本当の価値を求めて日本の伝統酒文化をつ充て続けたい。
3	ぎょうようせいしよしおふいすりた 行政書士オフィス リタ	のだ まさよし 野田 昌義	八百富町2-63	行政書士業務一般
4	だいどうげいにんかいと 大道芸人 快斗	おだ こうじ 小田 晃嗣	三谷北通6-113-1	大道芸、パフォーマンス業務
5	のーちえ noce	きむら くるみ 木村 久瑠美	三谷北通2-71-3	髪が傷みにくい1ランク上のカラー剤やパーマ液、良質なヘアケア剤を使用、販売することで、ダメージを感じさせない扱いやすい髪に整える
6	かしょうひより 菓匠hiyori	かわい としひら 川合 紀平	三谷町小迫72-7	菓子製造販売
7	りゅばん Ruban	すえよし りりか 末吉 リリカ	水竹町上大塔49-1 ダイトー102	エステサロン、ネイル、脱毛
8	はッピーくりえいと (株)ハッピークリエイト	さかがわ かずほ 坂川 和穂	三谷北通5-11	WEBコンテンツの企画・制作・保守管理、動画・静止画の撮影・編集、広告代理業
9	ぶち じょあ Petit Joie	かわまがり ひろこ 川曲 寛子	竹谷町泉40-1	シフォンケーキ販売、キャンドル・ペーパークラフト販売、レッスン
10	だいさんぎんろうまる 第三銀狼丸	よしみ としのぶ 吉見 聡修	西浦町塩柄3	釣り船業
11	よいどころぐらんまないと 宵処ぐらんまnight	もりした けいすけ 森下 圭介	神明町8-10 Oriビル1F	居酒屋 お酒と料理の提供をします
12	ひらのよしあき 平野力成	ひらの よしあき 平野 力成	三谷町十舗57	イベント事業
13	まんちーず MUNCHIES	くぼかわ ひでや 久保川 豪也	元町11-3	飲食店
14	あいあい アイアイ	おおた かおり 太田 かおり	豊橋市札木町69-601	パイウォーター商品販売、ヘッドスパ・エステサロン
15	ほくえいうんそうのうすいさん 北栄運送農水産(同)	おおたけ まさし 大竹 正志	竹谷町日坂野27-4	軽貨物自動車運送事業、農水産物の加工生産販売、ゆうパック取次業、フェリー利用での貨物輸送
16	こうじせきにんしゃさぼーとわーく 工事責任者サポートワーク	あさい しょういち 浅井 鐘一	本町6-10	工事受注案件に関する工事責任者への安全技術支援、育成
17	ぼれぼれ POLE POLE	くぼた ゆう 久保田 雄	三谷町東前61	通信事業、インターネット個人宅営業代行
18	いつか (株)ITSUKA	ひろなか ゆうや 廣中 裕也	三谷北通2-59	カフェ、弁当販売、菓子製造卸

議案第3号

退任議員への感謝状贈呈について

令和5年11月28日

1. 対象者

前議員

林 建志 氏（田邊工業株式会社蒲郡鋼板工場 取締役工場長）
議員 H27.3.3～R5.8.31（8年5ヶ月在任）
蒲郡会頭感謝状

2. 表彰基準

①日本商工会議所表彰規則第2条に該当

（役員就任期間6年以上、または議員就任10年以上）

②蒲郡商工会議所役員・議員表彰規則第2条に該当

（役員または議員として6年以上在任）

3. 表彰時期

常議員会で承認後、次の常議員会の冒頭で表彰

4. 表彰方法

表彰状および記念品を規則第4条に基づいて贈呈

議案第4号

会員事業所表彰について

1. 対象事業所

株式会社 Enjoy System

2. 表彰基準

蒲郡商工会議所会員事業所表彰規則

第2条 会員事業所の表彰は、会員として2年以上を経過した会員企業のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対して、審査の上これを行う。

(1) 商工業及び地域の発展に著しく貢献したと認められるもの

(2) 永年存続し、他の模範と認められるもの

(3) その他事業活動が極めて優秀と認められるもの

3. 表彰理由

本所は、日本商工会議所の通常会員総会（R5.9.21）において、検定事業関係で優秀な実績（受験者数拡大）を納めた商工会議所として表彰されました。

これは、本所管内でネット試験会場として検定試験を実施している株式会社 Enjoy System が受験機会の拡大に貢献したものです。

以上のことにより、事業活動が極めて優秀であり表彰致すものです。

4. 表彰時期

次回の常議員会の冒頭に表彰する。

5. 表彰方法

感謝状及び記念品（1万円相当）

令和4年4月1日から、令和2年改正個人情報保護法が施行されます 議案第5号

令和2年改正個人情報保護法の
主なポイントをご紹介します



本資料は令和2年改正個人情報保護法の概要をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。詳細は個人情報保護委員会のホームページ内の令和2年改正個人情報保護法、ガイドライン・QA等をご確認ください。

個人情報保護法改正の「5つの視点」

改正の 背景

個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利用のバランス、個人情報が多様に利活用される時代における事業者責任の在り方及び越境移転データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、以下の5つの視点を踏まえ、個人情報保護法の改正を行いました。

1

個人の権利利益の保護

「個人の権利利益を保護」するため、必要十分な措置を整備する。

2

技術革新の成果による保護と活用の強化

技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡るようにする。

3

国際的な制度調和と連携

国際的な制度調和や連携に配慮する。

4

越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応

海外事業者によるサービスの利用や、国境を越えて個人情報を扱うビジネスの増大による、個人が直面するリスクの変化に対応する。

5

AI・ビッグデータ時代への対応

AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐に渡る中、事業者が個人情報を取り扱う際に、本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人が予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう環境を整備する。

改正

漏えい等*が発生した場合に、個人の権利利益を害するおそれ大きい事態については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化。

*漏えい等…漏えい、滅失又は毀損

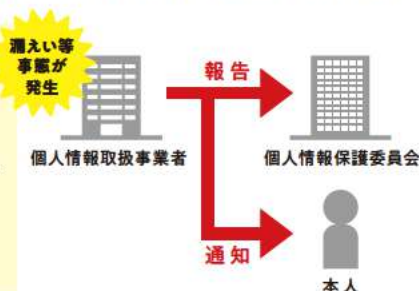
改正前 個人情報保護委員会に報告し、本人に通知するよう努める。

個人情報保護委員会への報告が必要となる事態
(委員会規則で定める事態)

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの事態は件数に関わりなく対象

※各事態につき、漏えい等の「おそれ」がある場合も対象



他の個人情報取扱事業者から委託を受けた場合において漏えい等の事態が発生したとき、委託元と委託先の双方が個人情報保護委員会への報告義務を負う。ただし委託先が委託元に報告した場合、委託先は同委員会への報告義務を免除される。

改正

外国にある第三者への個人データの提供時に、本人に対し、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供の充実等を求める。

改正前 外国にある第三者に個人データを提供できる要件

本人の同意

基準に適合する体制を整備した事業者

日本と同等の水準国 (EU・英国)



改正後、新たに追加

各要件に基づく個人データの移転時、以下を義務付け

本人からの同意取得時に、以下の情報を提供すること

- 移転先の所在国の名称
- 当該外国における個人情報の保護に関する制度
- 移転先が講ずる個人情報の保護のための措置

- ① 移転元が必要な措置をとること
 - 移転先における適正な取扱い状況などの定期的な確認
 - 移転先における適正な取扱いに問題が生じた場合の対応
- ② 本人の求めに応じて必要な措置等に関する情報を提供すること

改正

安全管理のために講じた措置(公表等*により支障を及ぼす恐れがあるものを除く)を公表等する義務がある事項として追加。

*本人が知りうる状態(本人からの求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置くこと

改正前 事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等を公表事項として規定。

安全管理のために講じた措置として公表等する内容(例)

- 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等の遵守等についての基本方針を策定
- 個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施する など

公表等により支障を及ぼすものの例

- 個人データが記録された機器等の廃棄方法
- 個人データ管理区域の入退室管理方法
- アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法、不正アクセス防止措置の内容 など

新設

違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化。

違法又は不当な行為とは…

「違法」とは法令に違反することをいう一方で、「不当」とは単にその行為が道徳上非難されるべきというにとどまる場合等、法令の規定に違反しているとはいえないものの、その制度の目的からみて適当でないこと。

例)

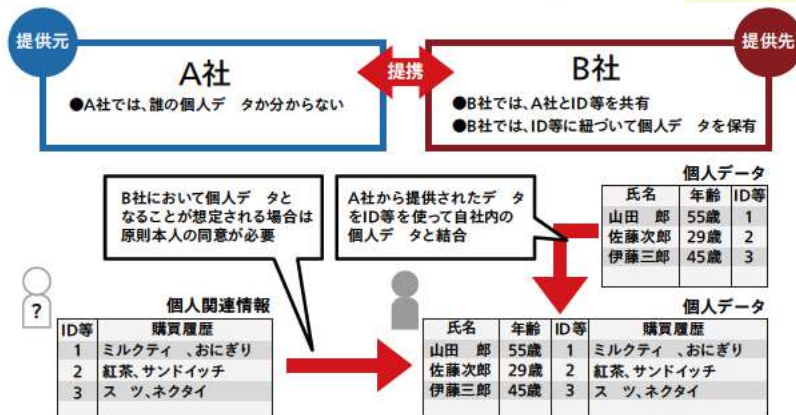
採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合 など

新設

個人関連情報

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。

個人関連情報の第三者提供規制



MEMO

個人関連情報を第三者に提供する場合、提供先(B社)において個人データとして取得することが想定されるときは、提供元(A社)に第三者提供に関して本人同意が得られていることの確認を義務付け。

※本人同意を得るのは、基本的に提供先(B社)

新設

仮名加工情報

仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報。加工により一定の安全性を確保しつつ、匿名加工情報よりもデータの有用性を保ち、詳細な分析を実施し得るもの。

■「仮名加工情報」に変換すれば、以下の義務は適用から除外する。

① 利用目的の変更の制限

※内部での分析・利用であること等を条件に、新たな目的で利用可能

② 漏えい等の報告・本人への通知

③ 開示・利用停止等の請求対応

■ 作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能

注意) 仮名加工情報を、他の情報と照合して、作成元の「個人情報」に係る本人を識別することは禁止

仮名加工情報の作成例

個人情報

氏名	年齢	年月日	時刻	金額	旅券番号	店舗	クレジットカード番号
山田一郎	55歳	20XX-04-02	09:50	940円	TH012	霞ヶ関店	5567 2356 ...
佐藤次郎	29歳	20XX-05-29	15:10	1220円	TY560	赤坂見附店	4787 9877 ...
伊藤三郎	45歳	20XX-11-14	21:34	670円	TY390	赤坂見附店	1445 7564 ...
...							

仮名加工情報

氏名	年齢	年月日	時刻	金額	旅券番号	店舗	クレジットカード番号
YH2356	55歳	20XX-04-02	09:50	940円	TH012	霞ヶ関店	5567 2356 ...
YD4890	29歳	20XX-05-29	15:10	1220円	TY560	赤坂見附店	4787 9877 ...
XJ3375	45歳	20XX-11-14	21:34	670円	TY390	赤坂見附店	1445 7564 ...
...							

● 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換
例) 旅券番号の削除

● 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換
例) クレジットカード番号の削除

● 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換
例) 氏名などを仮IDに置換

※置換…復元することのできる規則性を有しない方法により、他の記述等に置き換えること

改正

保有個人データの開示方法は、電磁的記録の提供（CD-ROM等の媒体の郵送、電子メールによる送信、ウェブサイトでのダウンロード等）を含め、本人が指示できる。

改正前 保有個人データの開示方法は、書面による交付が原則。

さらに

- 個人データの第三者提供記録の開示請求が可能に。
提供元と提供先それぞれに対して開示請求が可能。
- 保存期間にかかわらず、6か月以内に消去する保有個人データも開示、利用停止・消去等の対象。

改正

利用停止・消去等の請求権について、一部の個人情報保護法違反の場合に加え、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充。

- 改正前**
- 利用停止・消去ができるのは、目的外利用や不正取得の場合に限定。
 - 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定。

改正後、新たに追加

- ① 利用する必要がなくなった場合。
- ② 個人情報保護委員会への報告義務のある、重大な漏えい等が発生した場合。
- ③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合。

例) ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受けてダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合 など

例) クレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
不正アクセスにより個人データが漏えいした場合 など

例) 退職した従業員の情報を自社のホームページに掲載し続け、本人の不利益になった場合 など

● 認定個人情報保護団体制度の拡充

企業単位だけでなく、企業の特定分野・部門を対象とする団体も新たに認定の対象に。

● 罰則規定の強化

命令違反・虚偽報告等の法定刑、罰金刑の引き上げ（令和2年12月12日施行済み）。

など、その他にも改正される内容があります。詳しくは、個人情報保護委員会のホームページでご確認ください。

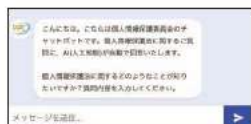
個人情報保護委員会

検索

個人情報保護法に関する疑問・質問はこちら

PPC質問チャット

個人情報保護法に関する質問に回答する24時間チャットボットサービス



個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問や、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行う、相談ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

PPCビジネスサポートデスク （要予約）

事業者における個人情報保護のため、適正・効果的な活用・啓発の一環として新技術を用いた新たなビジネスモデルなど、個人情報保護法の留意事項等に関する相談受付

03-6457-9771

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

個人情報保護委員会公式Twitter

個人情報保護法などに関する最新情報や活動内容をお知らせしています。



@PPC_JPN

蒲郡商工会議所個人情報保護規程の一部改定について

1. 改定の理由

令和4年4月1日に施行された、改正個人情報保護法に対応する為

2. 改定時期

令和5年11月28日

3. 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、蒲郡商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報、<u>仮名加工情報</u>及び匿名加工情報につき、商工会議所プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。	(目的) 第1条 この規程は、蒲郡商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報及び匿名加工情報につき、商工会議所プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。
(定義) 第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 保有個人データ 商工会議所が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして関係政令で定められるもの (6)～(7) 略 (8) 仮名加工情報 <u>個人情報の区分に応じて個人情報保護法第2条第5項各号に定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報</u> (9) 個人関連情報 <u>生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないもの</u> (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略	(定義) 第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 保有個人データ 商工会議所が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして関係政令で定められるもの又は6月以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のもの (6)～(7) 略 新設 新設 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略
(個人情報取得の原則) 第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。<u>なお、あらかじめ個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的においてその旨を特定しなければならない。</u> 2 個人情報の取得は、<u>偽り又は不正な手段によって行っ</u> <u>てはならない。</u>	(個人情報取得の原則) 第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。 2 個人情報の取得は、<u>適法かつ公正な方法により行うものとする。</u>

(要配慮個人情報の取得の禁止) 第5条 要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、これらの取得について、本人の同意がある場合、及び次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 (1) ～ (4) 略 (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（商工会議所と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。 (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、その他個人情報保護法第57条1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に規程する目的による場合に限る。）により公開されている場合 (7) 略 (8) 委託、事業承継又は共同利用（個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合に限る。）に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合	(要配慮個人情報の取得の禁止) 第5条 要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、これらの取得について、本人の同意がある場合、及び次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 (1) ～ (4) 略 新設 (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合 (6) 略 (7) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合
(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置) 第7条 本人から書面（電子メール、自社ホームページへの記入等電磁的方法も含む。）により直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、あらかじめ利用目的を明示する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。 (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合 (2) 利用目的を明示することにより人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (3) 利用目的を明示することにより商工会議所の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 (4) 国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を明示することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (5) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合	(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置) 第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。 (1) 個人情報保護管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先 (2) 個人情報の取得及び利用目的 (3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無 (4) 個人情報を与えることは本人の任意であること (5) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続き
(間接的に個人情報を取得する場合の措置) 第8条 前条に規定する以外の方法により個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を通知又は公表する。ただし、前条第2号ないし第5号に該当する場合はこのかぎりでない。 削除	(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置) 第8条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。 (1) 前条第3号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知した上、本人の同意を得ている者から取得する場合 (2) 個人情報の取扱いを委託される場合

	(3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合
(第三者提供を受ける場合の記録の作成等) 第9条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が個人情報保護法27条1項各号のいずれかに該当する場合、または委託、事業承継又は共同利用に伴って行われる場合は、この限りでない。 (1)～(2) 2～4 略	(第三者提供を受ける場合の記録の作成等) 第9条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が第5条第1号ないし第4号のいずれかに該当する場合、または委託、事業承継又は共同利用に伴って行われる場合は、この限りでない。 (1)～(2) 2～4 略
(個人関連情報取扱事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合) 第10条 個人関連情報取扱事業者から提供を受ける個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、個人情報保護法27条第1項各号に掲げる場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該個人関連情報 取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。 2 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、前条(第1項2号を除く)による 確認および 記録の作成等を行う。	新設
第11条 略	第10条 略
(個人情報の利用の原則) 第12条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。 2 略 3 個人情報の利用にあたっては、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法を用いない。	(個人情報の利用の原則) 第11条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。 2 略 新設
(個人情報の目的外の利用) 第13条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。	(個人情報の目的外の利用) 第12条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。
第14条 略	第13条 略
第15条 略	第14条 略
(個人情報の第三者提供の原則) 第16条 個人情報は、次に掲げる場合(外国にある第三者に提供する場合は、第一号に掲げる場合)を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者(外国にある第三者を含む。)に提供してはならない。 (1) 個人情報保護法27条1項各号に定める例外に該当する場合 (2) 個人情報保護法27条2項(オプトアウト)の場合。	(個人情報の第三者提供の原則) 第15条 個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者(外国にある第三者を含む。)に提供してはならない。 新設

<u>ただし、①要配慮個人情報、②第4条第2項の規定に違反して取得されたもの、③他の個人情報取扱事業者からオプトアウトの方法により提供されたものを除く。</u> 2 <u>個人情報を第三者に提供する場合には、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容（外国にある第三者に提供する場合には、これに加えて個人情報保護法28条1項および2項に定める事項）を</u>書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。 3 略。 4 <u>委託、事業承継又は共同利用（個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合に限る。）に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</u>	2 <u>個人情報を第三者に提供する場合には、その利用目的並びに第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を</u>書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。 3 略 新設
（第三者提供に係る記録の作成等） 第17条 <u>個人データを第三者（個人情報保護法2条5項各号に掲げる国の機関等を除く。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条1項1号に該当する場合は、この限りでない。</u>	（第三者提供に係る記録の作成等） 第16条 <u>個人データを第三者（個人情報保護法2条5項各号に掲げる国の機関等を除く。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が法令に基づいて行われた場合は、この限りでない。</u>
第18条 略	第17条 略
（個人情報の安全管理対策・漏えい等発生時の報告・通知） 第19条 <u>個人情報保護管理者は、個人情報及び匿名加工情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。</u> 2 <u>商工会議所は、個人情報保護法に定める個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが発生した場合は、個人情報保護委員会規則の定めに従い、個人情報保護委員会への報告、情報主体たる本人への通知等必要な措置を行う。</u>	（個人情報の安全管理対策） 第18条 <u>個人情報保護管理者は、個人情報及び匿名加工情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。</u> 新設
（保有個人データに関する事項の公表等） 第20条 <u>商工会議所は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項を、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。</u> （1）<u>商工会議所の名称および住所並びに代表者の氏名</u> （2）<u>全ての保有個人データの利用目的（個人情報保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）</u> （3）<u>次章の規定による求め又は請求に応じる手続</u> （4）<u>保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人</u>	新設

<u>データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)</u> (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (2) 個人情報保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合 3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。	
(自己情報の開示等) 第21条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申出があったときは合理的な期間内に、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。 ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 (1) ～ (3) 略 2 開示は、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他商工会議所が定める方法のうち、当該本人が請求した方法による。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法により行うものとする。 3 個人情報に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知若しくは本人が請求した方法による開示が困難である旨の通知は、本人に対し、遅滞なく行うものとする。 4 前3項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第9条および第17条の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。以下「第三者提供記録」という。)について準用する。	(自己情報の開示等) 第19条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申出があったときは合理的な期間内に、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。 ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 (1) ～ (3) 略 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。 3 個人情報に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、遅滞なく行うものとする。 新設
第22条 略	第20条 略
(自己情報の利用又は提供の拒否) 第23条 本人から当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データが第12条の規定に違反して取り扱われているという理由若しくは第4条又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、又は第16条の規定に違反して第三者に提供されてい	(自己情報の利用又は提供の拒否) 第21条 本人から当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データが第11条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、又は第15条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個

るという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。	個人情報に係る保有個人データの第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
<u>2 本人から、当該本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなったこと、当該本人が識別される保有個人データに係る第 19 条 2 項に規定する事態が生じたことその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあることを理由に、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求された場合で、理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u> <u>3 商工会議所は、第 1 項又は前項の規定に基づき求められた個人情報に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</u> <u>4 略</u>	<u>新設</u> <u>2 商工会議所は、前項の規定に基づき求められた個人情報に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</u> <u>3 略</u>
<u>第 24 条 略</u> <u>第 25 条 略</u> <u>第 26 条 略</u> <u>第 27 条 略</u> <u>第 28 条 略</u> <u>第 29 条 略</u> <u>第 30 条 略</u>	<u>第 22 条 略</u> <u>第 23 条 略</u> <u>第 24 条 略</u> <u>第 25 条 略</u> <u>第 26 条 略</u> <u>第 27 条 略</u> <u>第 28 条 略</u>
<u>第 10 章 仮名加工情報</u> <u>（仮名加工情報の作成）</u> <u>第 31 条 仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工する。</u> <u>2 仮名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下</u>	<u>新設</u>

「削除情報等」という)の漏えいを防止するため、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、必要な安全管理のための措置を講ずる。	
(仮名加工情報の利用・第三者提供の制限等) 第32条 作成した仮名加工情報は、その利用目的を公表し、法令に基づく場合を除き、その公表された利用目的の範囲で利用する。 2 仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、これらを遅滞なく消去するよう努める。 3 仮名加工情報である個人データを、法令に基づく場合を除き、第三者に提供しない。ただし、委託、事業承継又は共同利用(個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ公表している場合に限る。)に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。	新設
(仮名加工情報の照合等の禁止) 第33条 仮名加工情報を取り扱うにあたり、作成に用いた個人情報を本人識別するために仮名加工情報を他の情報と照合しない。 2 仮名加工情報を取り扱うにあたり、電話、郵便もしくは信書便送付、電報送付、電子メール等の送信又は住居訪問のために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。	新設
(仮名加工情報にかかる安全管理措置) 第34条 仮名加工情報を作成・利用するときは、当該仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該仮名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該仮名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。	新設
第11章 略 第35条 略 第36条 略 第37条 略 第38条 略 第12章 略 第39条 略	第10章 略 第29条 略 第30条 略 第31条 略 第32条 略 第11章 略 第33条 略
附 則 1 この規程は、令和5年11月28日より施行する。	

蒲郡商工会議所特定個人情報保護規程の一部改定について

1. 改定の理由

令和4年4月1日に施行された、改正個人情報保護法に対応する為

2. 改定時期

令和5年11月28日

3. 新旧対照表

新	旧
(定 義) 第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) ～ (3) 略 削除 (4) 略 (5) 略 (6) 個人番号関係事務 マイナンバー法第9条第4項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項から第3項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務）に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略	(定 義) 第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) ～ (3) 略 (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報 (5) 略 (6) 略 (7) 個人番号関係事務 マイナンバー法第9条第3項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項または第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務）に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略
(特定個人情報取得の原則) 第4条 特定個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。 2 特定個人情報の取得は、<u>偽りまたは不正な手段によって行ってはならない。</u> 3 略 削除	(特定個人情報取得の原則) 第4条 特定個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。 2 特定個人情報の取得は、<u>適法かつ公正な方法により行うものとする。</u> 3 略 4 <u>次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しない。</u> (1) <u>法令に基づく場合</u> (2) <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> (3) <u>公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために</u>

	<u>特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> <u>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u> <u>(5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合</u> <u>(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</u> <u>(7) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合</u>
(本人から直接に特定個人情報を取得する場合の措置) 第6条 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対して、<u>書面により利用目的をあらかじめ明示するとともに、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。</u> (1) ～ (4) 略	(本人から直接に特定個人情報を取得する場合の措置) 第6条 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。 (1) ～ (4) 略
(特定個人情報の提供の原則) 第17条 特定個人情報は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、その他法令に定める場合を除き、本人または第三者（外国にある第三者を含む）に提供してはならない。 削除 <u>2 法令に定める場合に該当するものとして特定個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。</u>	(特定個人情報の提供の原則) 第17条 特定個人情報は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、その他法令に定める場合を除き、本人または第三者（外国にある第三者を含む）に提供してはならない。 <u>2 特定個人情報を第三者に提供する場合には、第6条第1号ないし第4号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。</u> <u>3 前項に基づき特定個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。</u>
(情報漏えい等事案への対応) 第31条 情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合には、個人情報保護管理者は、速やかに「特定個人情報漏えい等事故調査委員会」を招集し、<u>マイナンバー法第29条の4及び個人情報保護委員会規則の定めに従い、適切かつ迅速に以下の対応を行う。</u> (1) 略 (2) 本人への通知 (3) 個人情報保護委員会への報告 (4) ～ (5) 略	(情報漏えい等事案への対応) 第31条 情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合には、個人情報保護管理者は、速やかに「特定個人情報漏えい等事故調査委員会」を招集し、<u>必要に応じて、適切かつ迅速に以下の対応を行う。</u> (1) 略 (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡 (3) <u>特定個人情報保護委員会および主務大臣等への報告</u> (4) ～ (5) 略
(特定個人情報に関する事項の公表等) 第39条 特定個人情報にかかる保有個人データに関する<u>事項の公表について、個人情報保護規程第20条（保有個人データに関する事項の公表等）の規定に従う。</u>	新設
(自己情報に関する権利) 第40条 本人からの特定個人情報の開示、訂正、利用停止又は消去の請求については、<u>個人情報保護規程第21条ないし23条の規定に従う。ただし、個人情報保護規程</u>	(自己情報に関する権利) 第39条 本人から自己の特定個人情報について開示を求められた場合は、<u>合理的な期間内にこれに応じるものとする。</u>

<u>第23条1項の適用については、「第16条」を「特定個人情報保護規程第17条1項」に読み替える。</u> 削除	<u>2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該特定個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。</u>
削除	<u>(自己情報の利用または提供の拒否)</u> <u>第40条 本人から自己の特定個人情報について利用または第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。</u>
附 則 1 この規程は、令和5年11月28日から施行する。	

議案第6号

第363回常議員会並びに第147回通常議員総会 合同開催に関する件

- 1、日 時 令和6年3月25日（月） ※予定
- 2、場 所 市 内
- 3、議 案 令和6年度事業計画並びに収支予算承認に関する件
ほか

***** 常議員会並びに議員総会日程（予定）*****

講 演 会	15:00～15:25
議案審議並びに報告事項	15:30～17:50
懇 親 会	17:00～18:30

議案第7号

部会再編について

1. 経緯および今後の予定

時 期	内 容	
令和5年5月	正副会頭会議にて部会再編について協議 企画運営委員会にて協議し意見を求めることを決定	済
令和5年7月24日	第1回企画運営委員会開催 当所の部会運営の状況、近隣会議所の状況を報告 ⇒部会数減少には前向きであったが、各部長に報告して意見を貰うべきとの発言があった。	済
8月中 各部会を開催し、部会役員に部会再編を協議開始した旨を報告		済
令和5年8月28日	第2回企画運営委員会開催 部会再編について、意見を拝聴して方向性を決定 ⇒部会数減少は賛成である。 所属部会は事業者が選択できる。 他業種となった場合は分科会を設置可能。	済
令和5年10月5日	正副会頭会議にて、企画運営委員会の報告を受けた結果を踏まえ部会再編（案1）を策定	済
令和5年10月26日	正副会頭・12部会長会議を開催 ⇒部会を6か7部会に削減することで承認を得たが、再編案については執行部（正副会頭）にて検討する。 正副会頭会議にて部会再編（案2）を策定	済
令和5年11月28日	常議員会にて、部会再編（案2）を上程し、意見集約	本日
令和6年2月頃まで	部会再編（最終案）を策定	
令和6年3月頃	常議員会・議員総会にて、部会再編（最終案）を上程し、審議・決議	
令和6年4月頃	会員に向け所属する新部会のご案内および通知	
令和6年5月頃	新部会を開催し、部会長・副部会長・幹事を選任 新部会での部会活動に関して検討	

●令和4年度の現状について

		会員数	%	会費口数	%	議員数
1	金属鉄工部会	159	9.3	997	14.8	14
2	運輸交通港湾部会	94	5.5	418	6.2	7
3	建設部会	315	18.5	711	10.6	11
4	繊維部会	142	8.3	739	11.0	14
5	繊維ロープ部会	59	3.5	458	6.8	7
6	金融理財部会	127	7.5	893	13.3	8
7	商業部会	241	14.2	654	9.7	10
8	食品部会	68	4.0	245	3.7	6
9	化学部会	65	3.8	333	5.0	4
10	エネルギー部会	26	1.5	192	2.9	3
11	観光部会	185	10.9	616	9.1	10
12	サービス部会	221	13.0	441	6.9	6
合計		1,702	100.0	6,697	100.0	100

平均値：8.3% 5%以上高い 5%以上低い

●定款第47条（部会）の抜粋

第47条 本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

・・・12部会の表記 省略・・・

2 会員は、その営んでいる主要な事業に係る部会に属する。

※業種ごとに部会を置き、その主要業務に係る部会に属する。

主要業務の判断は事業者の判断により任意に選択可能である。

● 7 部会（案）とした場合の概要 ※部会員数が 100 以下であった部会を再編する。

部会	概 要
建設部会	建設業界で纏まっているため現状維持 業 種…建設、土木、設備工事、造園、塗装、板金、左官、電気工事、建材、畳、看板、建具、硝子、設計監理、住宅設備、木材、製材、造作材、合板、木工、その他土木・建設関連
観光部会	宿泊・飲食業で纏まっているため現状維持 業 種…旅館、ホテル、飲食、旅行代理、芸妓、土産品、観光サービス、その他観光関連
金融理財部会	金融・保険・土業で纏まっているため現状維持 業 種…銀行、信用金庫、信用組合、生命保険、損害保険、保険代理、証券、その他金融、不動産、弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、弁理士等
繊維・ロープ部会	主要事業は異なるが、共催事業などであるため1部会に再編 業 種…（繊維）織物卸、糸卸、縫製、ミシン加工、裁断、刺繍、織布、整経、フエルト、ニット、メリヤス、レース、撚糸、毛織、反毛、サイジング、染色整理、染物、起毛、軍手、靴下、その他繊維、（ロープ）ロープ、網、化繊糸、製紐
製造部会	金属鉄工、食品、化学業の製造を主要事業とする事業所を1部会に再編 業 種…（鉄工）鉄工、造船、溶接、光学、鋳造、工具、機料、機械販売、機械設計・修理、木型、その他機械金属、（食品）製粉、製麺、製パン、酒造、調味料・豆腐・弁当・牛乳製造、水産練製品、水産加工、その他食品製造、（化学）油脂、化学品、プラスチック、ゴム製品、肥料、歯材、煙火、包装資材、その他化学・工業関連
商業部会	小売業（商業、食品、エネルギー、運輸）を1部会に再編 業 種…（商業）総合小売、青果、酒類、米穀、菓子、飲料、パン、精肉、惣菜、衣料品、呉服、寝具、化粧品、医薬品、履物、カバン、雨具、時計、メガネ、貴金属、電気器具、OA機器、家具、金物、書籍、文房具、印判、カメラ、写真、楽器、玩具、スポーツ用品、人形、釣具、日用雑貨、仏壇・仏具、生花、コンビニ、その他販売、（エネルギー）電気、ガソリンスタンド、プロパン、高圧ガス、その他燃料関連、（食品）鮮魚、魚市場、飼料、その他農水産関連、（運輸）自動車・自転車販売、タイヤ・バッテリー販売、
サービス部会	各種サービスを提供する事業所を1部会に再編 業 種…（サービス）警備、印刷、パチンコ、理容、美容、珠算塾、浴場、葬具、リサイクル、クリーニング、リース、清掃、衛生、情報通信、歯科技工、医療関連サービス、その他サービス、（運輸）運輸、海運、倉庫、荷役、梱包、自動車整備、マリナー、その他交通港湾関連

部会名	会員数	%	会費口数	%	議員数
建設部会	315	18.5%	711	10.6%	11
観光部会	185	10.9%	616	9.2%	10
金融理財部会	127	7.5%	893	13.3%	8
繊維・ロープ部会	201	11.8%	1,197	17.9%	21
製造業部会 金属鉄工, 食品① 製造, 化学,	262	15.4%	1,456	21.7%	22
商業部会 商業、食品② 卸小売、エネルギー	297	17.5%	965	14.4%	15
サービス部会 運輸交通港湾, サービス	315	18.5%	859	12.8%	13
	1,702	100%	6,697	100%	100

平均値：14.3%

報 1

議員の職務を行う者の異動について

R 5 . 1 1 . 2 8

退 任

2 号議員

税理士法人トリプルエー蒲郡事務所

前スーパーバイザー

やまもと ふさひろ
山本 房弘 氏
(R5. 8. 31 付)

1 号議員

田邊工業株式会社蒲郡鋼板工場

前取締役工場長

はやし けんし
林 建志 氏
(R5. 8. 31 付)

就 任

2 号議員

税理士法人トリプルエー蒲郡事務所

代表社員

いわしろ ひろかず
岩城 弘和 氏
(R5. 9. 1 付)

1 号議員

田邊工業株式会社蒲郡工場

工場長

たかはし かずよし
高橋 和義 氏
(R5. 9. 1 付)

令和5年度第2四半期(令和5年7月～9月)景況調査

1. 調査時点
- 令和5年10月1日～10月25日
2. 調査対象

- (1)対象地区
- 蒲郡市内
- (2)対象(回答)企業
- 104 [97 企業、7団体] 三河織物工業(協)、中部繊維ロープ工業(協)、蒲郡市上下水道工事(協)、蒲郡建設業(協)、三河繊維産元(協)、蒲郡地区旅館組合、蒲郡鉄工会]

3. 調査方法
- 聞き取り調査によるアンケート調査

業 種	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	運輸通信業	全業種
合 計	47 (3)	8 (2)	16 (1)	16	9 (1)	8	104 (7)

※ ()は団体

5. 概 況
全業種総合判断DI値(当期実績)は、前期比では-9.7、前期実績(-7.2)に比較すると-2.5ポイントと横バイの傾向が見られ、前年同期比では、-6.8、前期実績(0.0)に比較すると-6.8ポイントと下降の傾向が見られた。売上DI値は、前期比で3.8、前期実績(-7.2)と比較すると11.0ポイントと上昇の傾向が見られた。収益DI値は、前期比で-14.3、前期実績(-15.6)と比較すると1.3ポイントと横バイの傾向が見られた。総合判断来期見通しは-16.3、今期の実績(全業種(当期実績)前期比-9.7)と比較すると-6.6ポイントと下降の傾向が見られた。

「製造業」のうち食料品は前期比では上昇も、前年同期比では横バイまたは減少が多かった。インフレによる消費意欲減退に加えて、原材料・エネルギー・人件費高騰で利幅が縮小し厳しい状況。繊維物はコロナ前に戻りつつあるが、8～9月の荷動きが全体的に悪く、猛暑など天候の影響か、インフレ等による繊維製品の買い控えか、原因を探る必要を感じる。漁網・ロープは生産・販売数量ともに前年同期比は15%程度の増加が見られるが、それを上回る原材料・エネルギーコストが収益を圧迫。自動努力だけでは吸収できない状況が続く。鉄工のうち工作機械関連では、日本工作機械工業会の受注総額は7月1,143億円、8月1,147億円、9月1,339億円。対前年比で内需・外需とも1～2割程度減少が続き、当地区でも同様の傾向にある。自動車関係では、トヨタ国内生産は、新車受注や受注残の挽回生産も含めて前年同期比プラスの高水準で推移。当地区全体でも持ち直し傾向だが、車種の違いもあるが、企業によるバラつきが目立った。化学工業は中国市況の動向を反映して、輸出が不安定な状況にある。円安による国内回帰の可能性はあるが、海外との生産競争が激化しており、中小企業にとっては非常に厳しい状況。プラスチックは取引先業界ごとに業況は様々だが、自動車関連は増加傾向。円安、原材料・エネルギー高によるコスト増が収益低下要因になっている。さらにコロナ以降のニーズ変化も影響した。

「建設業」は公共工事、民間工事とも堅調に推移した。人件費(人手不足)や資材高騰で収益が圧迫される状況が続く。

「卸売業」のうち、繊維卸は<産業資材>車両用帆布は前期より更に改善。自動車の部品不足も解消が進み最盛期に近い水準に戻った商品も。他の資材用途は回復が鈍化。食料品等の値上げによる繊維関連の消費意欲が低迷か。<インテリア>全体的に厳しい環境で、円安・コスト高等が重なり全体的に動きが鈍い。9月以降の新商品導入で多少の回復傾向。<アパレル>円安、原料高の影響があり、積極的な仕入れより過剰在庫の削減が必要

「小売業」はインフレによる消費意欲減退＋コストアップの影響もあり売上・収益ともに厳しい状況。残暑もあり冷房機器が良く動いたが、仕入価格上昇で利幅は縮小した。飲食は売上は前年同期・前期比で回復傾向もコストアップの影響で利幅は縮小傾向にある。石油等その他小売は原油価格(WTI期近物)は、70ドル台後半から開始。OPEC減産による需給バランス・米中景気刺激策等への期待で値を上げ、中国不動産大手の経営不振と軟調な経済指標で一時的下がるも、その後80ドル台後半にて推移。

「サービス業」のうち旅館関係は宿泊者数は昨年比では1～2割アップも、コロナ前比(2019年)の6割程度。宿泊施設の人手不足に加え、運転手不足で観光バス・団体の動きが悪い。大河ドラマの影響は多少あるが、インフレによる旅行意欲が減退している所にコストアップ・人件費の価格転嫁を進める難しい状況。

「運輸通信業」 貨物輸送では経済正常化に伴い前年同期比で増加傾向の企業もあり、経済全体・特に製造業の鈍さに影響を受けた企業も。エネルギー高騰・人手不足などから採算面の悪化を訴える声も多く見られた。

設備投資状況は、43事業所(59件)で設備投資が実施され「生産設備(32.2%)」等に投資された。来期は35事業所(45件)が「生産設備(35.6%)」等の設備投資を計画している。

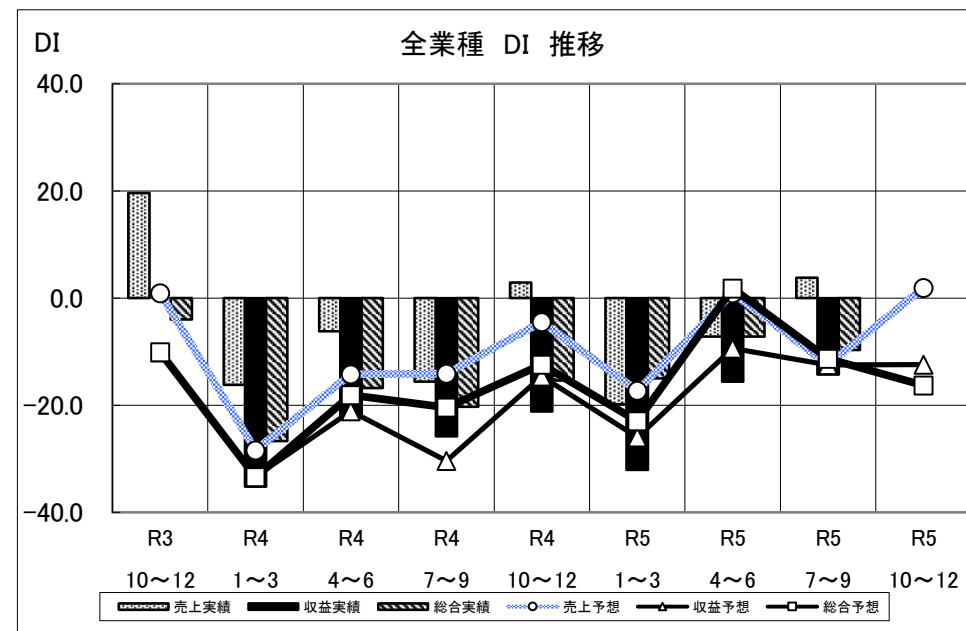
経営上の問題点は、原材料(燃料)高、売上の停滞・減少、利幅の縮小、人手不足、人件費の増加、が項目別で上位を占めている。

当地区において 令和5年度第2四半期は横バイ傾向で、売上は前年・前年同期比で上昇も、収益はそれ以上に下降傾向。業種毎では、製造業関連では自動車関連の回復はあるも、やや停滞の兆しが見えており、卸売業・小売では為替の影響と、消費意欲低迷の影響があった。サービスは回復基調も、コロナ前にはまだ届かずといった状況。経営上の問題点では、売上の減少に代わって、原材料(燃料)高が1位に浮上。利幅縮小・人手不足・人件費等の課題も目立つ状況となった。総じて、二極化が進むといわれる、地方の中小・小規模事業者の経済環境を表す結果となった。

全業種(当期実績)				<全業種 各項目別期推移>							
	(DI 単位:%)				(DI 単位:%)						
	前年同期比 令和4年7月～9月 に比べて	前期比 令和5年4月～6月 に比べて	来期見通し 令和5年10月～12月 の見通し		売 上		収 益		総合判断		
					前年同期比	前期比	前年同期比	前期比	前年同期比	前期比	来期見通し
①生産額・売上額	9.6	3.8	1.9	R4.7～9月実績	-5.6	-15.6	-31.5	-25.8	-21.4	-20.3	-12.4
②製品・商品在庫	-9.7	-13.5	-2.0	R4.10～12月実績	-11.6	2.9	-36.5	-21.2	-22.1	-15.4	-23.0
③資金繰り	-6.7	-7.6	-9.5	R5.1～3月実績	-3.8	-19.8	-11.3	-32.1	-6.6	-15.0	1.8
④採算(収益)	-19.0	-14.3	-12.4	R5.4～6月実績	13.4	-7.2	-2.1	-15.6	0.0	-7.2	-11.3
⑤従業員数(含む臨時・パート)	1.0	-4.7	3.8	R5.7～9月実績	9.6	3.8	-19.0	-14.3	-6.8	-9.7	-16.3
⑥貴社の業況(総合判断)	-6.8	-9.7	-16.3								

[総合判断]

業 種	前年同期比	前期比	見通し	業 種	前年同期比	前期比	見通し
全業種				卸売業			
				(繊維卸)			
製造業				小売業			
(食料品)				(飲 食)			
(織 物)				(石油等その他小売)			
(漁網・ロープ)				サービス業			
(鉄 工)				(旅 館)			
(化学・プラスチック)				運輸通信業			
建設業				(旅客・貨物輸送・水運)			



<業況判断DIの推移>

	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月見通し
売 上	19.6	-16.2	-6.2	-15.6	2.9	-19.8	-7.2	3.8	1.9
収 益	0.0	-35.2	-22.2	-25.8	-21.2	-32.1	-15.6	-14.3	-12.4
総 合	-4.0	-26.7	-16.8	-20.3	-15.4	-15.0	-7.2	-9.7	-16.3

◎DI (ディフュージョン・インデックス 業況判断指数)について

DIは景気が上向きか、下向きかを表す指数である。

DI(%)=増加・良好などの割合-減少・悪化などの割合

(注)生産額・売上額 :DI=(増加)-(減少)
 製品・商品在庫 :DI=(減少)-(増加)
 資金繰り :DI=(好転)-(悪化)

採算(収益) :DI=(上昇)-(下降)
 従業員数 :DI=(増加)-(減少)
 業況(総合判断):DI=(好転)-(悪化)

DIが0より大 ⇒ 景気上向き
 DIが0 ⇒ 景気横ばい
 DIが0より小 ⇒ 景気下向き

(総合判断のDIの目安)

DI 50%以上

DI 6~49%

DI 5~-5%



DI -6~-49%

DI -50%以下



蒲 郡 市

市 長 鈴 木 寿 明 様

令和 6 年度蒲郡市に対する各種施策要望

各施策要望に付随する【】の内容は、蒲郡市産業振興ビジョンに定められる【基本戦略-施策の方向性-具体的な取組】に対応するものとして記載する。

1) 産業振興に対する施策

①消費喚起・需要下支え

《1》プレミアム付商品券発行事業の継続実施及び発行数の増加、デジタル化の推進
【02-2-2】

《2》キャッシュレス決済導入を促進するためポイント還元事業及び決済手数料補助事業の継続実施
【02-2-2】

《3》ふるさと納税返礼品としてのデジタル商品券の創設
【02-2-2】

②観光・商業振興

《4》蒲郡ならではの資源を活用した観光地づくりへの支援
a. 観光資源の活用支援およびその創造に向けた補助制度の創設
b. 地元特産品 PR のため道の駅およびシーサイドに海の駅の整備
c. 特産品づくり（「蒲郡と言えば〇〇」と全国に知れ渡るようなモノやコトへの重点投資）への支援
d. 蒲郡産品を取扱うアンテナショップ（直売所・Web）を力強くPRする取組の推進
【03-1-1】

《5》観光施設等を連絡する観光2次交通の市内全体での整備
【03-1-1】

《6》マルシェやキッチンカーによる蒲郡らしいイベントの開催および支援
【03-1-1】

《7》観光道路（西浦シーサイド道路等）整備および観光施設に隣接する駐車場の整備
【03-1-1】

《8》西浦地区の民間活力を活かした独自の地域性豊かな活性化への支援
【03-1-1】

《9》 マリンレジャー拠点として三河大島の活用と魅力の向上

【03-1-1】

《10》 市内観光スポットへの無料Wi-Fi整備と案内板の多言語表記の充実

【03-1-1】

③地場産業支援

《11》 繊維業界における産業振興施策として、三河産地のサプライチェーン強化につながる施策の展開

a. 三河産地の人材育成を促進するため、繊維の基礎的学習を継続的に実施できる教育の場の設置、品質・性能向上につながる繊維製品品質管理士等資格取得に対する支援

b. 三河産地内のサプライチェーンの基盤となる生産事業者に特化した支援（事業継続が期待できる生産事業者に対する設備投資補助や新規就業者雇用奨励金等）

c. 三河産地内のみならず産地を超えたサプライチェーンの構築を促進するため、他産地企業との交流・マッチングの場の創設

d. 幅広い機会を捉えた三河産地や産地商品のプロモーションの展開

【01-3-2】【02-2-2】

《12》 繊維および繊維ロープの町を積極的にPRする施策の推進（駅前にモニュメント設置、ベンチアートの設置等）

【02-2-2】

《13》 繊維および繊維ロープを生産する特殊な生産設備の知識を次世代に引き継ぐための人材育成に対する支援

【01-3-2】

《14》 地域内の食品業界におけるサプライチェーンの構築を促進するため、農漁業等の一次産業、製造に関わる二次産業、流通や観光等の三次産業など、食品に関わる地域企業の交流・マッチングの場の創設及び蒲郡の食に対するブランド化の推進

【02-2-3】

《15》 公立小中学校、保育園の給食無償化の制度導入と地産食材の導入促進

【02-2-1】

《16》 ヘルスケア産業の創出支援

【03-2-1】

《17》 健康宣言および健康経営優良法人への取組に向けた支援（申請料の補助や各種入札時の優遇処置など）

【01-1-4】

④創業・起業支援

《18》 蒲郡市創業支援事業費補助金の継続及び拡充

【02-4-1】

《19》 企業内創業や第2創業に向けたマーケティング費用の補助制度の創設

【02-4-1】

⑤新分野・新商品開発、販路開拓支援

《20》 企業間交流機会の創出および新産業・新商品創出に向けた支援の実施（新産業・商品開発への助成やセミナー開催支援など）

【02-1-3】

《21》 地域のオープンイノベーションを促進するため、産学連携やスタートアップ等とのアライアンスを促進する場の創出

【02-3-1】

《22》 新たな設備投資に対する補助金及び助成金制度の創設及び固定資産税の減免

【02-1-1】

《23》 蒲郡市販路拡大事業費補助金制度の拡充（補助上限額の引上げ、補助率の引上げ）

【02-1-2】

《24》 事業内容の一部転換や新規事業分野への進出およびE V化など新技術への転換を支援するコンサルタント費用の補助

【02-1-1】

《25》 海外への販路拡大などを支援する助成金制度創設や海外市場調査等コンサルタント費用の補助

【02-1-2】

《26》 ふるさと納税への地元産品使用に対する取組みの強化

【02-1-2】

⑥雇用

《27》 人手不足解消の支援（サポステ等の支援機関との連携を含むマッチング支援）

【01-3-1】

《28》 雇用維持や事業継続に対する市独自の補助制度の創設（高齢者雇用に対する助成等）

【01-3-1】

《29》 最低賃金上昇に伴う中小企業の負担軽減のための補助制度の創設

【01-3-1】

《30》 生産から販売まで影響が大きい物流を維持するため人材雇用及び資格取得の支援

【01-3-1】

《31》 女性が働き易い職場環境を整備するための支援（製造業等の女性が少ない職場

向け)

【01-4-1】

《32》 子育て世代の復職を推進するために乳児・幼児を預けられる施設の充実

【01-4-1】

⑦金融支援・エネルギー高騰支援・減税

《33》 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資制度）利子補給補助金の支給
対象期間の延長（現行の 12 か月分より、24 か月分に延長）

【01-1-2】

《34》 小規模企業等振興資金に係る信用保証料補助制度の拡充

【01-1-2】

《35》 無利子無担保融資の据置期間終了に伴う蒲郡市独自の資金繰り支援制度の創設

【01-1-2】

《36》 大幅な売上減少企業に対する固定資産税及び法人市民税の免除または減免

【01-1-1】

《37》 エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者を支援する補助制度の創設

【01-1-1】

《38》 燃油価格高騰対策支援金の継続と拡充の要望および業種の拡大

【01-1-1】

《39》 エネルギー・原材料高緊急対応資金等、公的融資制度利用に際しての利子補給
または信用保証料の補助等、資金繰りの支援施策

【01-1-1】

《40》 蒲郡市販貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金の創設

【01-1-1】

《41》 水道料の減額処置の継続および拡充

【01-1-1】

⑧DX 推進

《42》 生産性向上に向けた I T 人材育成の支援

【01-2-1】

《43》 DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進補助金の創設

企業における DX 推進（IT やデータを活用し業務や組織を変革すること）が以前
にも増して課題とされている中、蒲郡市内の企業のモデルケースとなり得る DX
に取り組む中小企業を支援する制度の創設（100 万円程度/1 件あたり）

【01-2-1】

《44》 サイバーセキュリティ対策に取り組む企業に対するコンサルタント派遣等、産
学官が連携した支援施策の創設

【01-2-1】

⑨サーキュラーシティ推進

《45》 サーキュラーシティ推進モデル事業支援金の拡充

蒲郡市が目指すサーキュラーシティの実現に向けて、プラスチックリサイクルや繊維リサイクル、フードロス削減などサーキュラーエコノミーにつながる試験的なモデル事業や実証事業に取り組む事業者や事業者等グループを支援する支援金制度の拡充（100万円程度/1件あたり、計10件程度）

【03-3-1】

《46》 サステナビリティ経営に向けた各種セミナーの実施（SDGs、ESG、エンゲージメント向上など）

【03-3-1】

《47》 三河湾の海洋資源を有効活用した持続可能な海洋事業の創生の検討

【03-3-1】

《48》 再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入補助金の創設

蒲郡市が目指すゼロカーボンシティの実現に向けて、温室効果ガス削減に取り組む企業を支援する補助制度の創設（太陽光発電設備等の自家消費型の再生可能エネルギー設備の導入、LED化や電気自動車導入等の省エネルギー設備へ更新する事業者に対し、導入経費の一部を補助）

【03-3-1】

⑩その他

《49》 中小企業において災害やシステム障害等の危機やリスクに対応するための事業継続力強化計画・BCP策定が求められており、特にサプライチェーンのボトルネックを対策する連携型BCPの策定も重要性を増している。中小企業のBCP促進に対する補助等の支援（策定講座開催、策定コンサルタント費用補助、必要物品購入補助等）

【01-1-3】

《50》 技術開発促進に向けた、公的試験施設への取り次ぎや最新の試験分析機器に関する情報提供、試験分析費用に対する補助制度の創設

【01-1-3】

《51》 食の安全・安心の基礎となる農業生産力の維持に向けた振興施策の展開

- a. 蒲郡の地理的特徴を活かした農産物のブランドPR強化
- b. 半農半X等、企業との連携による農業関係人口の増加施策の展開
- c. 農地整備の促進
- d. 肥料・燃料等資材価格の高騰に対し、生産者が再生産価格を確保する為の支援

【01-1-1・4】【02-2-2】【03-1-1】

2) 地域振興に対する施策

①インフラ整備

《52》 企業誘致並びに市内事業所の市外転出を防ぐべく、企業用地の確保のための用地調査の実施および同用地購入時における優遇制度の創設

【01-5-1】

《53》 研究開発系区域の工業系区域への変更および遊休地や耕作放棄農地の企業用地化

【01-5-1】

《54》 浜町地区における緑地の企業用地化

【01-5-1】

《55》 国道 23 号蒲郡バイパスの全線開通に合わせた、企業誘致の促進と企業流出を防止する施策の創設

【01-5-1】

《56》 国道23 号バイパス蒲郡西IC における周辺取付け道路の早期整備

【01-5-1】

《57》 国道 23 号バイパスの早期全線開通及び 4 車線化と幹線道路（大塚-金野線）の早期整備

【01-5-1】

《58》 国道 247 号の早期 4 車線化及び国道 473 号の本宿間の事業化

【01-5-1】

《59》 蒲郡の特徴である住環境の良さを活かした新たな産業振興施策として、通信環境インフラの整備促進による I T 産業の誘致

【01-5-1】

《60》 蒲郡港整備とクルーズ船サービス施設の整備

【01-1-4】

《61》 ゲリラ豪雨、電力不足など事業継続に影響を及ぼす課題に対するインフラ整備（河川氾濫対策、排水対策、浜町団地内の排水機能の強化、高潮対策など）と老朽化したインフラの修繕

【01-1-4】

《62》 設楽ダムの早期整備による水不足対策

【01-1-4】

《63》 次世代自動車の普及促進のため急速充電器などのインフラ整備

【01-1-4】

②魅力ある地域づくり

《64》 他地域からの集客に向けた蒲郡駅周辺・東港地区・竹島周辺の再開発の推進

【03-1-1】

《65》 蒲郡市ベンチアートプロジェクトによる魅力ある海岸通り創出への支援

【03-1-1】

《66》 蒲郡市のシティセールスとブランド化を一層推進して個性と魅力のある観光立市を目指す施策の推進

【03-1-1】

③新しい働き方への地域対応

《67》 リモートワークや DX の進展を捉え、蒲郡のロケーションを活かした創造性と生産性を高める新たな働き方として、地域全体でワーケーションを推進することにより、蒲郡の地方創生に資するよう以下の施策の展開を要望する。

a. 自治体や民間事業者が運営するサテライトオフィスやコワーキングスペースの整備・運営の促進

b. ワーケーション応援プランの提案やインセンティブ付与等による、地域外の大企業と地域内のサテライトオフィス等運営事業者・宿泊事業者等とのワーケーション契約の推進

c. サテライトオフィス等のワークスペースに加え、宿泊や観光、飲食、体験、アクティビティ等、ワーケーションに関する地域内の情報にアクセスできる蒲郡市のワーケーションポータルサイトの開設

【03-2-1】

④人材育成

《68》 三谷水産高校、豊橋技科大、愛知工科大学等とのリカレント教育を含めた産学官連携の推進

【01-3-2】

《69》 地域の魅力づくりや活性化を担う地域プロデューサーの育成

【01-3-2】

3) その他

《70》 公用車等のエネルギー関連の仕入れにおいて市内小規模事業者の利用促進

【02-1-2】

《71》 公共施設での備品購入や入札時における市内事業者の優遇制度の導入

【02-1-2】

《72》 地元建設業者を中心とした公共工事の発注

【02-1-2】

《73》 交通事故防止に向けた浜町地区内道路、中央分離帯（及びグリーンベルト等）の定期的な草刈りの実施および草刈りを未実施で済む方法（コンクリート化等）の検討

【01-1-4】

《74》 温暖化によるスーパー台風、南海トラフ地震対策として-11m岸壁の早期整備
【01-1-4】

《75》 製造過程で出される廃棄物の処理費用の補填
【03-3-1】

《76》 人口減少対策の具体的な施策の実施
【01-3-1】

《77》 蒲郡市との人事交流の推進（蒲郡市より本所への若手職員の派遣を要望するもの）
【01-3-1】

《78》 増加する外国人労働者対策（案内文章や窓口対応の多言語化）
【01-3-1】

《79》 空き家、空き地活用による地域活性化の推進
【01-1-4】

《80》 現在の水産業の事業環境に合わせた漁協・漁港の整備
【01-1-4】

《81》 蓄電池、エンジン発電機、災害バルクに連動する発電機など多様性を持った災害対策の推進
【01-1-4】

《82》 浜町地区で横断歩道利用者および車両交通量が多い場所に信号機の設置
【01-1-4】

以上

令和5年9月26日

蒲 郡 商 工 会 議 所
会 頭 小 澤 素 生

柔軟性の強化	経営基盤の強化	緊急経済対策	36 固定資産税 法人税 減免	37 エネルギー高騰 支援補助金	38 燃油高騰支援 継続・拡充	39 資源高騰融資 返済支援	40 市販貨物自動車 燃油高騰支援	41 水道料減額 継続・拡充	51- D 農業者向け 原材料高騰支援	
		資金調達の 円滑化対策	33 マル経利子 補給 拡充	34 信用保証料 補助拡充	35 ポストゼロ ゼロ融資					
		事業承継・ 継続対策	49 BCP策定支援 補助金等	50 試験分析費 支援						
		経営環境の整備	17 健康経営 支援	51- C 農地整備 の促進	60 蒲郡港整備 クルーズ 船誘致	61 インフラ整備 インフラ更新	62 設楽ダム 早期整備	63 EV充電器等 インフラ整備	73 浜町地区 草刈対策	74 -11m岸壁 早期整備
	79 空家・空地 の活用推進		80 漁協・漁港 のアップデ-ト	81 災害対策として 発電機普及	82 浜町地区 信号設置					
	DXの推進	デジタル技術 導入促進	42 IT人材の 育成支援	43 DX推進補助金 の創設	44 サイバーセキュ リティ支援					
		デジタル化の普及								
	産業人材の 確保と育成	人材の確保	27 人手不足解消 (支援機関連携)	28 雇用維持 補助制度	29 最低賃金 負担軽減補助	30 物流の雇用 資格取得支援	76 人口減少対策 の具体化	77 市役所×会議 所人事交流	78 外国人 労働者対策	
		人材の育成	11- A 三河繊維産地 資格取得支援	13 繊維産業 技術継承支援	68 市内高校大学 連携リカレント	69 地域ﾌﾟﾛ ﾃﾞｭｰｻｰ育成				
	ダイバーシティ 経営の推進	女性活躍の推進	31 女性対応 職場環境支援	32 託児施設 の充実						
多様な人材の活用										
雇用創出の促進	働く場の確保	52 企業用地 確保	53 遊休耕作放棄地 企業用地化	54 浜町緑地 企業用地化	55 R23号開通前 企業流出防止	56 R23号西IC 取付道路整備	57 R23号4車線 大塚金野整備	58 R247号4車線 R473号 拡幅	59 通信インフラ整備 IT産業誘致	

挑戦への支援	産業競争力の 強化	生産性向上への 取組	22 設備投資補助 固定資産減免	24 事業転換 コンサル補助						
		販路拡大・開拓 への取組	23 販路拡大 補助金 拡充	25 海外販路 開拓補助	26 ふるさと納税 地元産品強化	70 公共需要(燃油) 小規模事業者活用	71 公共需要(備品) 地元事業者活用	72 地元建設業者 公共工事発注		
		支援機関との連携	20 企業間交流 助成金							
	地域経済循環 の促進	地産地消の推進	15 給食無償化 と地産食材							
		地域産業活性化 の推進	1 プレミアム 商品券発行	2 キャッシュ レス決済	3 ふるさと納税 デジタル商品券	11 - B 三河繊維産地 設備、雇用補助	11 - C 他繊維産地 交流マッチング	11 - D 三河繊維産地 プロモーション	12 繊維ロープ モニュメント	51 - B 農業関係 人口の増加
		6次産業化の推進	14 6次産業連携 食ブランド化							
		商店街の振興								
	イノベーション 創出の促進	事業者間交流 の推進	21 産学連携 SU連携促進							
	創業・ スタートアップ の促進	創業・新事業展開 の推進	18 創業補助金 継続・拡充	19 第2創業 社内起業						
	GXの推進	カーボン ニュートラル								

連携の推進	観光と多様な 産業の連携	観光まちづくり の推進	4 - A 観光資源 創造補助金	4- B 道の駅 /海の駅	4 - C 特産品 づくり	4 - D 蒲郡アンテナ ショップ	5 観光 2次交通	6 キッチンカー マルシェ等	7 観光道路 駐車場	8 西浦地区 民活&活性化
			9 三河大島 活性化	10 無料Wi-Fi 多言語看板	51 - A 蒲郡 農産品 ブランド強化	64 東港地区 再開発	65 ベンチ アート	66 個性と魅力ある 観光立市の推進		
	オープン イノベーション の促進	新産業の創出	16 ヘルスケア 産業創出	67 - A サテライトオフィス 整備促進	67 - B サテライトオフィス 誘致施策	67 - C ワーケーション ポータルサイト				
サーキュラー シティ蒲郡の 推進	サーキュラー シティ蒲郡	45 サーキュラー シティ推進支援金	46 SDGs等 セミナー開催	47 三河湾海洋 事業の創出	48 再エネ省 エネ補助金	75 廃棄物処理費 の補填				

令和 6 年新年交礼会について

令和 6 年新年交礼会につきましては、ここ数年の着座方式による式典だけでなく、第 2 部の立食方式の祝宴を含めたコロナ感染症前の状況に戻して開催いたします。

第 2 部の祝宴では、アルコールもご準備します。

日 時	令和 6 年 1 月 9 日（火）午前 11 時より（約 90 分）
場 所	蒲郡商工会議所コンベンションホール（1F）
会 費	3,000 円／人
案 内 先	会議所顧問・相談役・参与・役員議員・部会役員・専門指導員 振興委員・青年部会員・関係諸官庁・関係団体等
案内方法	基本的にはメール（フォームからの申込）
内 容	第 1 部 式 典 国歌斉唱 年頭のことば 年頭のあいさつ など 第 2 部 祝 宴 鏡開き 福 引 万歳三唱 など
そ の 他	正副会頭・各部会長には、福引景品 1 点の提供をお願いする。

愛知県休み方改革 マイスター企業認定制度

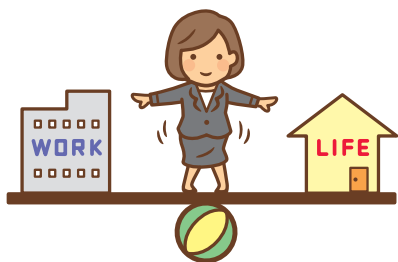
START!

愛知県では、有給休暇の取得促進に取り組む
中小企業等を応援する新たな認定制度が始まります！
会社経営や事業成長のために、有給休暇を活用してみませんか？

人手不足に悩む経営者の皆さん、朗報です！

有給休暇 が取りやすい会社には、 **人が集まります!!**

有給休暇でワーク・ライフ・
バランスが整う！



休みが取れ、定時退社も
できると、従業員が
家族や友人と過ごしたり、
趣味を楽しむ時間が増えます

有給休暇で社員の
モチベーションがアップ！



従業員のリフレッシュ・
モチベーションアップや
新たなアイデアの創出が
期待できます

有給休暇で
企業力が向上！



企業のイメージアップ、
入社希望者の増加、
定着率、生産性の向上が
期待できます



経営者の皆様にも **メリット** がたくさん！
耳寄りな情報が **裏面** にあります。ぜひ **ご覧ください**！



愛知県休み方改革マイスター企業認定制度

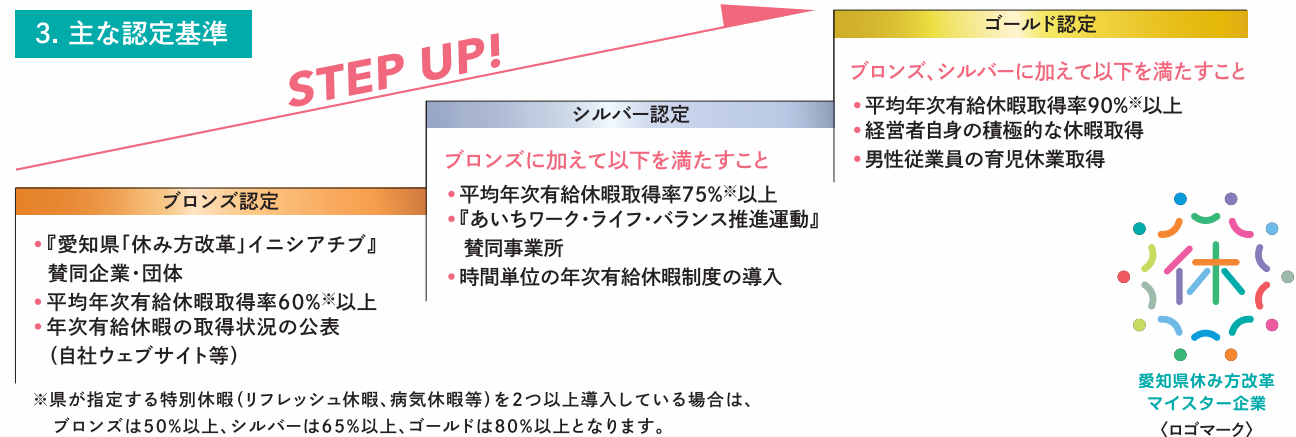
年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を認定することにより、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせた休暇の取得や、テレワーク等の多様で柔軟な働き方を選択できる職場環境づくりをより一層推進します。

1. 認定対象 中小企業者(中小企業基本法第2条)、医療法人・個人開業医、社会福祉法人、学校法人、NPO法人 など

2. 認定期間 認定日から2年を経過する日の属する年度末まで(更新あり)

3. 主な認定基準

STEP UP!



認定企業の優遇措置

優遇措置は変更となる場合があります。掲載内容は一例です。

	ブロンズ及びシルバーに加えて以下の優遇措置を受けられます
	● 知事表彰 ● 副賞(年次有給休暇を付与する従業員全員に愛知県の特産品等を贈呈予定)
	ブロンズに加えて以下の優遇措置を受けられます
	● あいちテレワーク・モデルオフィスの優先(先行)予約 ● 制度融資における優遇利率の適用
	● 県主催の就職面接会・合同企業説明会等への優先参加 ● 県関係団体主催の企業向け講座等に係る受講料の減免等
	● 「休み方改革マイスター企業」の名称及びロゴマークの使用 ● 委託業務に係る総合評価競争入札又は企画競争(プロポーザル)における加点※1
	● 県のウェブサイト等による企業名のPR、各種セミナー等の情報提供 ● 建設工事に係る入札参加資格審査※2における加点
	● ハローワークの求人票における認定企業の表示

※1.委託業務によって加点対象が異なる場合がありますので、詳しくは募集要領等をご確認ください。
※2.令和6・7年度の入札参加資格審査より対象となります。

★愛知県では、中小企業が休暇を取りやすい職場づくりを推進するため、大企業と中小企業の共存共栄の関係構築を目指す「パートナーシップ構築宣言」への参画を、経済・労働団体等と共に県内企業へ働きかけています。

愛知県休み方改革マイスター企業認定制度
ポータルサイト「あいちYOU休ナビ」から
認定申請を行うことができます。

あいちYOU休ナビ

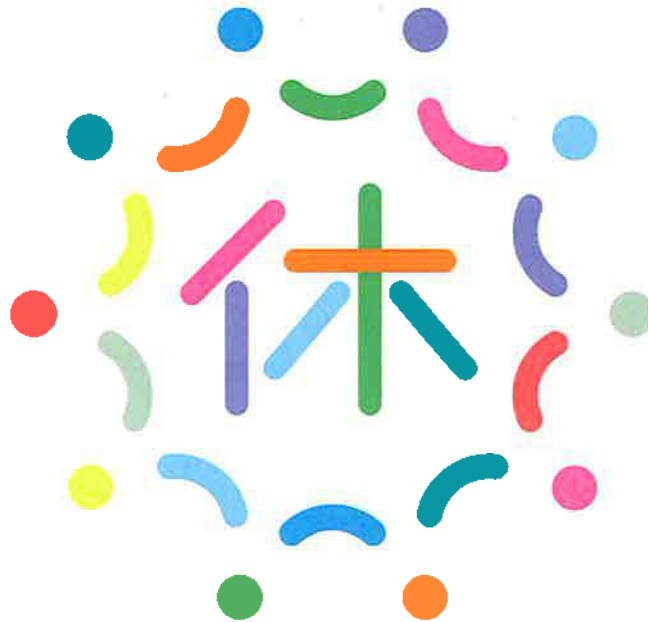


問合せ先

愛知県労働局労働福祉課
労使関係グループ

TEL: 052-954-6361

愛知県休み方改革マイスター企業認定証



愛知県休み方改革 マイスター企業

事業者名	蒲郡商工会議所
認定年月日	令和5年8月25日
認定番号	67
認定区分	シルバー
有効期間	令和8年3月31日まで

年次有給休暇の取得や多様な特別休暇の導入を積極的に推進している「愛知県休み方改革マイスター企業」として認定したことを証します。

令和5年 8月 25日

愛知県知事 大村 秀章



報 6

あいち女性輝きカンパニーの認証

「あいち女性輝きカンパニー」とは…
女性の活躍に向け、トップの意識表明や採用拡大、職域拡大、育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を行っている企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として県が認証します。

対 象

愛知県内に本社または事業所を置く企業・団体等（国及び地方公共団体を除く。）

認 証 基 準

- 「女性の活躍促進宣言」を県に提出していること。
- 「女性の活躍企業確認シート」に掲げる取組項目（右ページ）のうち、所定の項目数の取組を実施していること。
- 労働関係法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、最低賃金法、家内労働法、労働安全衛生法等）を遵守する（過去1年間）とともに、法に適合した就業規則等を整備していること。
- 「女性活躍推進法」で定める、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、情報を公表していること（一般事業主行動計画の策定義務のない企業等は不要。）。
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

申 請 方 法

認証申請書に必要事項を記載し、添付資料を添えて申請してください。
なお、認証申請書は、「あいち女性の活躍促進応援サイト」に掲載しています。



募 集 期 間

随時受け付けています。

申 請 から 認 証 ま で の 流 れ

原則として、毎月1日から月末に受け付けた申請について、審査のうえ、翌々月1日付けの認証書を交付します。

メ リ ッ ト

- 企業のイメージアップにつながります。
認証企業には認証書を交付します。
認証ロゴマーク（電子データ）をご用意しておりますので、自社の商品や広告、名刺、会社案内などに活用して、貴社をアピールしてください。
- 認証企業は県がPRをします。
愛知県のWebページに認証企業等の一覧を掲載します。
- 愛知県の公契約に係る入札等において、社会的価値を有する企業として評価されます。
- 協賛金融機関における融資の金利優遇が受けられます。
また、愛知県中小企業融資制度（パワーアップ資金）の融資対象になります。
- 各種セミナーなどの情報を提供します。
県が行う「女性管理職養成セミナー」や「管理職向けワークショップ」の案内など、「女性の活躍」に関する各種セミナー、講演会等の情報を提供します。
- ウィルあいちの利用料が優遇されます。
女性の活躍を始めとして男女共同参画の推進に関連する活動のために「ウィルあいち（名古屋市東区）」を利用する場合に、一般利用料金の約2/3の料金で利用できます。

有 効 期 間

5 年 間（5年ごとに更新申請が必要です。）

■女性の活躍企業確認シートの取組項目
「A」で2項目、「B」で3項目、「C」で2項目の取組を実施していると申請可能

A トップの意識表明及び推進体制の整備
＜行動宣言1＞

取組内容	
1	女性の活躍促進に向けた組織トップの考えが宣言され、管理職をはじめ労働者に有効な周知がなされている。
2	女性の活躍に関する計画（※）を策定し、自社Webページ等で公表している。
3	女性活躍に関するアンケート調査等を実施し、自社の現状把握や課題分析を行っている。
4	女性の活躍を含めたダイバーシティに関する担当部署やプロジェクトチームの設置など推進体制を整備しているか、又は女性の活躍に取り組む責任者を選任している。
5	過去5年以内に管理職の意識改革を図るため、女性の採用・職域拡大や管理職登用等女性の活躍の必要性の理解を促す管理職向けの研修などの取組を行っている。
6	男女間賃金格差の主な要因である男女間の管理職比率や勤続年数による違いなど、女性活躍推進法に基づく情報公表項目よりもさらに詳細な情報を算出した上で、女性活躍推進法に基づく情報公表項目である男女の賃金の差異を算出、公表している。

※「計画」には、「[女性の職業生活における活躍の推進に関する法律]に基づく一般事業主行動計画」を含む。

C 仕事と家庭の両立支援、働きやすい職場環境づくり、働きながら子育てができる環境づくり
＜行動宣言4・5＞

取組内容	
1	育児・介護休業法で定めた基準を上回る育児・介護休業制度、育児・介護短時間勤務制度や子の看護休暇制度・介護休暇制度のいずれかを導入している。
2	育児や介護に関する休業後の復帰に当たっての支援を行っている。
3	有給休暇取得日数を増やす取組や、残業時間を減らす取組を行っている。
4	育児等に積極的な男性労働者（イクメン）を応援するため、育児・介護休業法を上回った取組（育児休業を取得しやすい雇用環境整備、個別の周知・意向確認）や男性社員の家事・育児への主体的な関わりの推奨を行っている。
5	ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な働き方（フレックスタイム、テレワーク、在宅勤務等）に対応する制度があるか、又は過去5年以内に事例がある。
6	セクシュアルハラスメント等の相談窓口を社内で明示するとともに、女性相談者を配置する等、相談しやすいよう工夫している。
7	労働者の育児・介護の支援（事業所内保育所の設置、保育・介護・家事支援サービス利用に対する手当の支給等）を行っている。
8	愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録をしている（申請日現在、有効期間である）。



◀「あいち女性輝きカンパニー」認証ロゴマーク

B 募集・採用拡大、職域拡大、登用、育成（能力向上）
＜行動宣言2・3＞

取組内容	
1	募集資料・求人広告・会社案内・Webページ等の中で、女性の活躍を伝えるなど、女性の応募を増やす取組を行っている。
2	常時雇用する女性正規労働者数が過去5年間で5%以上増加している。
3	個人の能力に応じて非正規雇用から正規雇用になる制度があるか、又は過去5年以内に女性の事例がある（派遣労働者の雇入れ含む）。
4	育児や介護のために退職した正規労働者の、正規労働者への再雇用制度があるか、又は過去5年以内に事例がある。
5	女性が少ない職域に女性を配置するための取組を行っているか、又は女性がいない職域がない。
6	女性にとって使いやすい器具、設備等の導入（例：トイレや休憩室の整備、荷物を運搬する際の補助的な器具の装備等（※いづれかひとつでもよい））や作業方法、作業工程の見直しを行っている。
7	自己申告制度、社内公募制度等によって、配置希望を反映できる制度がある。
8	女性管理職の登用目標を設定している。又は過去5年以内に女性管理職登用に向けた取組を行っている。
9	過去5年以内に社内報や研修を通じて女性のロールモデルの紹介をしている。又はメンター制度がある。
10	過去5年以内に女性の登用に向けて、女性自身のやる気や能力が向上するような研修などの取組を行っている。
11	女性管理職が、過去5年間で5%以上増加している。
12	女性の役員が一人以上いる（申請日現在）。
13	常時雇用する正規労働者のうち、女性の割合が、過去5年間、継続して40%以上である。
14	女性管理職が、過去5年間、継続して40%以上である。

あいち女性輝きカンパニー
優良企業表彰

あいち女性輝きカンパニー認証企業のうち、女性の活躍に向けた取組をより積極的に推進し、他の模範となる企業等を表彰します。

- 区分／優秀賞

（301人以上の部）
（300人以下の部）
奨励賞（50人以下程度の企業で
該当がある場合のみ）
＊常時雇用する労働者数
- 応募／企業からの応募または推薦

●募集時期／年1回（4月～6月頃）

あいち女性輝きカンパニー認証書



名 称 蒲郡商工会議所

女性の活躍に向けて積極的に取組を推進する“あいち女性輝きカンパニー”として認証します。

認証年月日

令和5年11月1日

認証番号

第5-1417号

有効期限

令和10年10月31日

愛知県知事 大村 秀章



人材確保・業績アップに向けた

参加費
無料

オンライン
配信あり

中小企業のための女性活躍推進セミナー

愛知県では女性活躍推進の最初の一步を考えるセミナーを開催します。
女性活躍に取り組み始めた方や、人材確保・業績アップにつながる一手を模索中の方等、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。セミナー後、社会保険労務士等の専門家に直接相談できるブースを設けますので、こちらもぜひご参加ください。

会場で直接専門家に
相談できる！

定員 50名程度（会場+Web、先着順）

対象 県内企業の経営者、人事担当者、女性活躍に関心がある方

第1部 基調講演

第2部 企業による好取組事例発表

第3部 パネルディスカッション

基調講演 講師のご紹介

西尾 果小里氏（にしお かおり）

NPO 法人ブルーバード 代表理事
働き方改革・組織開発コンサルタント



2014年 NPO法人ブルーバード設立以来、「はたらく喜び、豊かなライフ」を事業理念に、数多くの講演・コンサルティングを実施、これまでに500以上の組織に携わる。対話を重視した改革により「多様な人が主体的に能力発揮したくなる職場づくり」を得意とし、働き方改革、女性活躍、人材の育成・定着など様々な切り口から組織力強化をサポートしている。

津島市 2023.10/27 金

時間 14:00～16:20

会場 津島商工会議所 4階 大ホール

基調講演 『女性社員の採用と戦力化
～能力発揮につながる環境づくり～』

登壇企業
・サン樹脂株式会社
・名古屋眼鏡株式会社

新城市 2023.12/15 金

時間 14:00～16:20

会場 新城市商工会館 3階 大研修室

基調講演 『人材確保につながる働き方の変革
～活躍を可能にする多様で柔軟な働き方～』

登壇企業
・丸利建設株式会社
・医療法人宝美会 介護老人保健施設
まんさくの里

2023.11/6 月 春日井市

時間 14:00～16:20

会場 春日井商工会議所 1階 大会議室

基調講演 『女性の登用と生産性向上
～前向きに成長したくなる秘訣～』

登壇企業
・木野瀬印刷株式会社
・株式会社内職市場

2023.12/22 金 蒲郡市

時間 14:00～16:20

会場 蒲郡商工会議所
1階 コンベンションホール A

基調講演 『多様性を企業成長につなげる
～“働きやすさ”と“働きがい”の仕組みづくり～』

登壇企業
・株式会社ニデック
・株式会社ミスコンシャス

詳細はこちら ▶▶▶



相談ブースのご案内



当日は、会場にて直接ご相談いただけるブースもございます。ご希望の方は合わせてお申し込み下さい。当日、空きがあれば、予約なしでもご相談いただけます。
(セミナー終了後から1時間)

愛知県

- ・あいち女性輝きカンパニー認証取得相談
- ・県が実施する各種施策紹介

女性活躍の専門家

- ・社内改革の進め方相談
- ・女性社員の育成に関する相談

社会保険労務士

- ・女性活躍に関する助成金紹介
- ・就労規則に関する相談

申込方法

下記のいずれかの方法で、**各回開催の2日前まで**にお申し込みください。定員となり次第、締め切らせていただきます。(先着順)



WEBの場合 以下のフォームよりお申し込みください。

<https://ws.formzu.net/dist/S51678820/>



FAXの場合

下記の申込欄に必要事項を明記の上、愛知県民文化局男女共同参画推進課までFAXしてください。

FAX : 052-954-6951

愛知県民文化局男女共同参画推進課行
※番号のおかけ間違いにご注意ください。

FAX申し込み欄

参加者氏名 (代表者)	(フリガナ)	企業名		従業員 規模	いずれかに○をつけてください 50人以下 ・ 51人～100人 101人～300人 ・ 301人～1000人 1001人以上
所属部署・ 役職				参加会場・方法 参加方法を○で囲ってください※複数日参加申込可	
メールアドレス				津島市 会場・Web	春日井市 会場・Web
				新城市 会場・Web	蒲郡市 会場・Web
勤務先住所	〒			電話番号	
ブース相談	希望する ・ 希望しない	相談内容			
同伴者氏名①	(フリガナ)	所属部署・ 役職		参加会場・方法	
				津島市 会場・Web	春日井市 会場・Web
				新城市 会場・Web	蒲郡市 会場・Web
同伴者氏名②	(フリガナ)	所属部署・ 役職		参加会場・方法	
				津島市 会場・Web	春日井市 会場・Web
				新城市 会場・Web	蒲郡市 会場・Web
〈任意〉女性活躍推進について、パネリストへの質問事項があればご記載ください。					

※お客様の個人情報は、本事業の目的及び県事業の案内のみ使用します。
 ※Web参加の方へは、後日、ご記入いただいたメールアドレスにご案内をお送りします。
 ※会場枠が満員になり次第、Web参加のみとなります。
 ※オンライン配信は、Zoomウェビナーを使用します。

お問い合わせ

＜事業内容及び参加申込に関すること＞

愛知県民文化局男女共同参画推進課

TEL.052-954-6657 (平日 8:45～17:30) E-mail: danjo@pref.aichi.lg.jp

＜オンライン参加に関すること＞

「中小企業女性活躍推進事業」事務局 (NPO法人ブルーバード内)

TEL.0565-77-6910 (平日 9:30～17:00) E-mail: info@bluebird.or.jp

令和 5 年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

蒲郡商工会議所
会頭 小澤素生

日本商工連盟への入会並びに会費納入のお願いについて

日頃は商工会議所の事業活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、〇〇月〇〇日開催の常議員会において、ご説明させていただきました、日本商工連盟への入会と会費納入のご案内を送付させていただきます。

つきましては、個人でのご入会にご理解いただいた上で、下記の要領にてご入会手続き並びに会費の納入をお願いするものです。

記

1. 正副会頭 2口 10,000円

2. 常議員・監事 1口 5,000円

3. 納入方法

お振込み： 蒲郡信用金庫 本店営業部

普通預金 口座番号 0607844

口座名義「日本商工連盟 蒲郡地区 世話人 山下英孝」

※申し訳ありませんが、振込手数料はご負担願います。

直接納入： 会議所の窓口へ直接ご持参いただいても結構です。

※本件についてのお問い合わせ先：蒲郡商工会議所 青木 Tel：0533-68-7171

以上

日本商工連盟蒲郡地区 行

令和 年 月 日

日本商工連盟蒲郡地区へ入会します。

ご住所

お名前

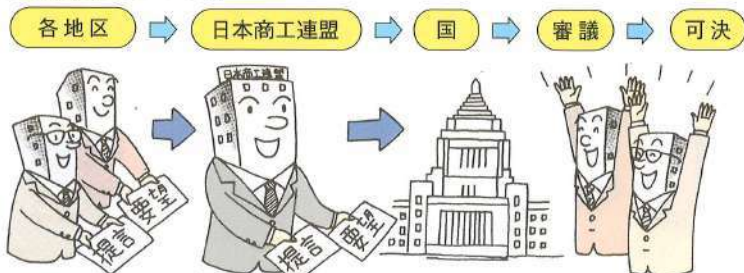
※お手数ですが、FAX（0533-68-0339）にてご返信をお願い致します。

日本商工連盟とは…

1

商工業の振興に関する提言や要望(陳情)を行っています。

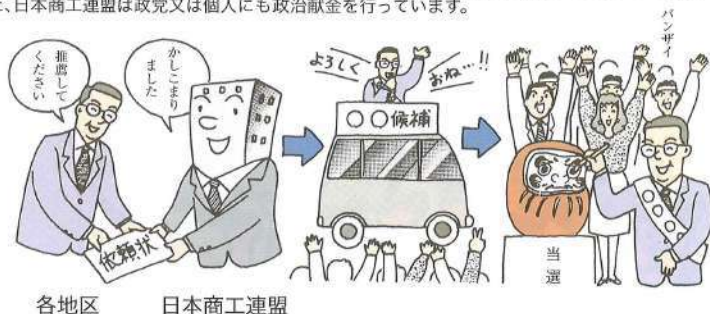
景気、融資、税制、土地、都市計画(商店街づくり)など、会員である商工業者の要望を受けて私共連盟で要望書をまとめ、関係政府・行政機関や政党の首脳部に連盟会長、副会長、各地区代表世話人が向うき積極的な陳情活動を行っています。



2

国会議員選挙や知事選挙等を応援しています。

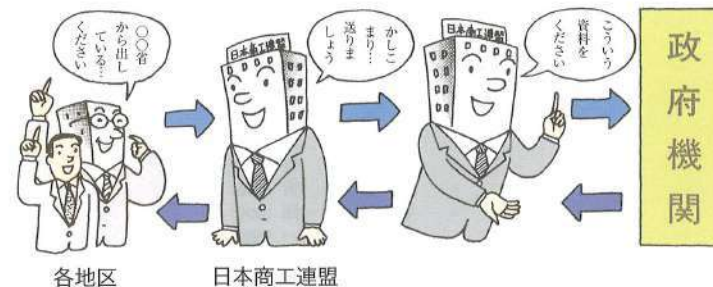
衆議院、参議院の国会議員や知事選挙等で、商工業振興に熱心な候補者を強力に応援しています。また、日本商工連盟は政党又は個人にも政治献金を行っています。



3

情報を収集したり、それを各地区に送っています。

会員の皆さんが欲しい情報を地区窓口で依頼すると、いろいろなルートを通じて集め、皆さんの手元にお届けします。



4

「日本商工連盟」という機関誌をお届けします。

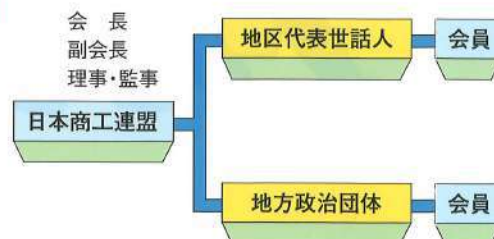
会員の機関誌として、政局のゆくえ、経済の動きや選挙情報など掲載し、皆さんの手元にお届けしています。



各地区に発送 → 各地区会員に配布

5

商工連盟の組織を図式化すると……。



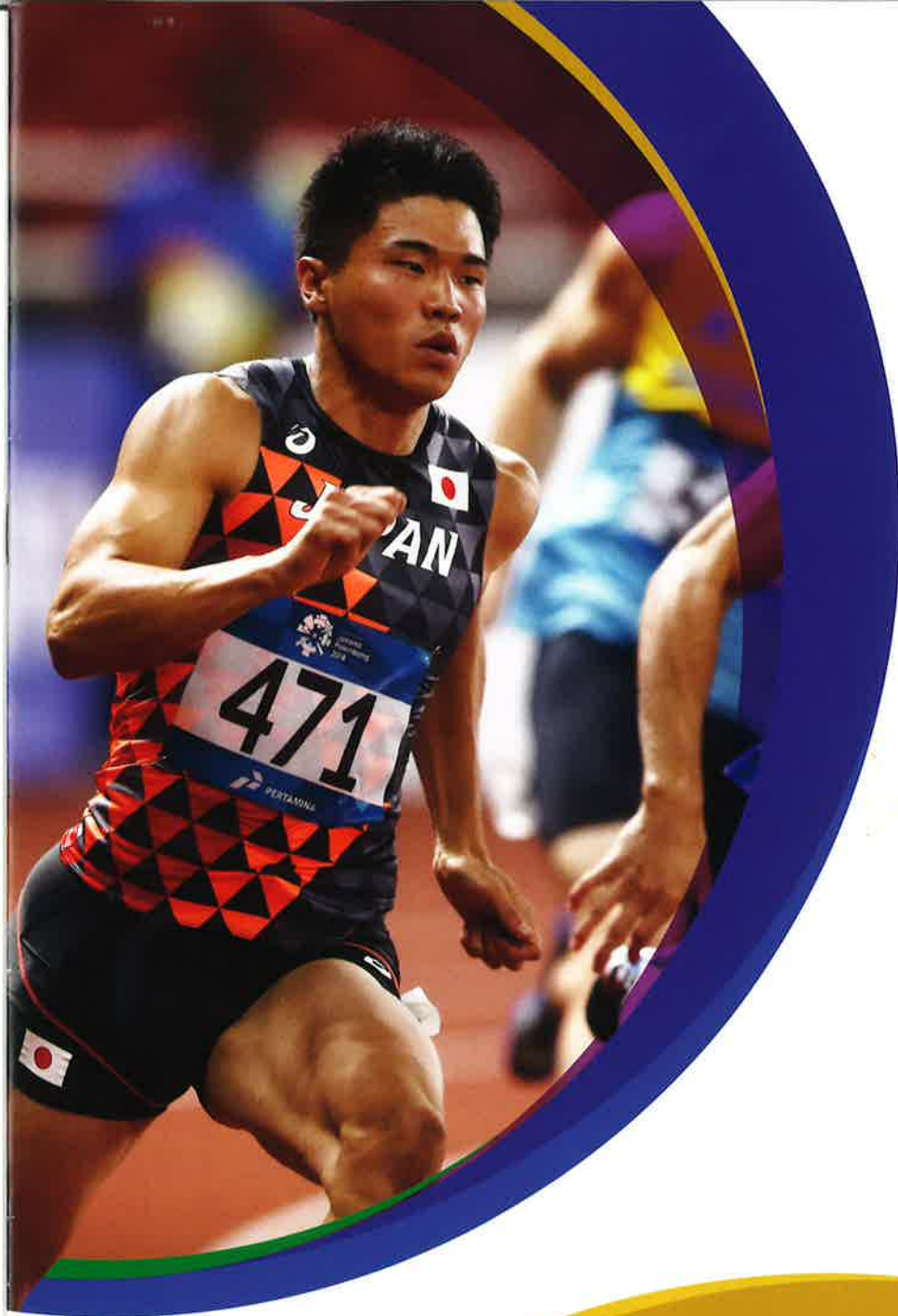
会員を一杯増やして、大きな力にしよう!!

【商工会議所の部】

Aグループ				Bグループ				Cグループ				Dグループ				Eグループ			
順位	CCI	実績保険料 (千円)	達成率 (%)	順位	CCI	実績保険料 (千円)	達成率 (%)	順位	CCI	実績保険料 (千円)	達成率 (%)	順位	CCI	実績保険料 (千円)	達成率 (%)	順位	CCI	実績保険料 (千円)	達成率 (%)
1	信州中野	33,495	739.40	1	下諏訪	30,628	607.70	1	燕	27,900	309.49	1	小牧	42,980	274.98	1	宇都宮	44,560	247.55
2	五所川原	10,380	221.32	2	相馬	17,382	316.61	2	瀬戸	27,324	284.92	2	佐久	25,134	234.90	2	宮崎	44,033	244.62
3	山鹿	7,880	216.49	3	須坂	13,257	263.83	3	都城	17,775	219.31	3	青森	35,495	220.74	3	足利	42,193	234.41
4	飯山	7,491	207.22	4	原町	14,605	242.01	4	蒲郡	17,541	218.71	4	鹿沼	25,834	193.59	4	大分	35,121	195.11
5	玉名	8,915	203.31	5	奄美大島	12,769	235.37	5	伊勢崎	18,515	218.59	5	焼津	18,608	185.34	5	いわき	30,433	169.07
6	五泉	8,781	196.23	6	恵庭	12,015	233.31	6	大船渡	16,049	199.49	6	長岡	22,493	177.74	6	長野	28,926	160.70
7	武雄	7,122	186.93	7	大曲	13,648	223.75	7	栃木	19,095	196.04	7	一関	19,085	171.55	7	町田	27,901	155.00
8	森	2,964	162.46	8	十和田	13,214	209.41	8	武生	15,093	191.66	8	出雲	19,009	171.41	8	福島	27,774	154.30
9	滑川	6,542	159.00	9	能代	11,864	200.92	9	大館	14,340	187.94	9	八戸	28,529	168.26	9	東京	27,104	150.58
10	二本松	5,934	147.80	10	岡谷	14,145	196.87	10	石巻	16,505	165.21	10	高岡	25,777	167.27	10	松本	27,043	150.23
11	江津	4,836	147.23	11	古川	14,401	193.69	11	新発田	11,385	151.50	11	三条	15,782	153.97	11	福井	26,067	144.81
12	光	6,386	138.98	12	新津	10,856	192.14	12	刈谷	14,876	150.34	12	鳥取	14,699	140.80	12	秋田	25,100	139.44
13	津久見	3,539	136.90	13	須賀川	9,551	173.81	13	鶴岡	12,810	142.97	13	飯田	17,874	130.08	13	郡山	22,109	122.82
14	勝山	4,389	135.88	14	丸亀	12,782	171.22	14	伊那	10,683	137.76	14	藤枝	14,876	122.74	14	金沢	21,575	119.86
15	荒尾	5,829	134.46	15	気仙沼	10,529	169.82	15	真岡	10,474	131.17	15	会津若松	16,123	121.82	15	浜松	21,529	119.60
16	釜石	5,811	126.61	16	茅野	11,135	162.31	16	古河	10,581	128.81	16	日光	13,148	112.81	16	沼津	21,172	117.62
17	小千谷	5,950	126.60	17	白河	8,553	160.01	17	日田	10,573	125.87	17	小松	15,739	108.73	17	山形	20,402	113.34
18	島原	5,522	121.91	18	千曲	8,270	153.73	18	大垣	10,576	119.98	18	花巻	10,815	106.66	18	水戸	18,370	102.06
19	新南陽	3,886	113.96	19	柳川	8,251	148.14	19	七尾	8,781	114.41	19	上田	16,279	105.74	19	富山	18,255	101.41
20	松浦	3,112	112.57	20	駒ヶ根	7,419	146.48	20	中津	9,907	111.69	20	安城	12,975	101.13	20	岡崎	18,009	100.05
21	いちき串木野	3,046	111.78	21	大野	7,556	144.90	21	北上	9,939	104.40	21	鈴鹿	15,020	97.28	21	新潟	17,285	96.02
22	新見	2,714	106.66	22	本渡	8,058	143.01	22	塩釜	8,559	99.99	22	桑名	10,157	95.10	22	川口	17,101	95.00
23	新井	3,400	106.58	23	諫早	10,320	140.12	23	酒田	9,113	98.41	23	豊川	10,126	93.41	23	四日市	16,688	92.71
24	長井	4,406	103.07	24	萩	8,199	140.04	24	防府	7,929	94.79	24	米沢	11,218	91.50	24	前橋	16,235	90.19
25	士別	2,712	102.35	25	館林	8,973	137.94	25	上越	8,655	91.58	25	弘前	12,180	91.24	25	熊本	15,767	87.59
26	会津喜多方	4,982	102.31	26	横手	6,880	130.31	26	北見	7,239	87.85	26	西尾	9,166	87.09	26	仙台	15,555	86.42
27	牛深	2,347	99.06	27	砺波	6,930	128.57	27	島田	6,237	77.77	27	松阪	10,743	86.26	27	さいたま	15,468	85.93
28	枕崎	3,126	98.79	28	湯沢	6,557	123.95	28	川内	7,431	77.64	28	奥州	11,649	85.06	28	福山	14,397	79.98
29	高梁	2,848	97.53	29	筑後	6,782	117.04	29	掛川	6,229	74.64	29	山口	11,231	81.89	29	春日井	13,006	72.25
30	西都	3,636	95.81	30	佐伯	7,702	114.44	30	敦賀	5,624	72.76	30	津	10,101	73.14	30	八王子	12,170	67.61
31	珠洲	2,588	95.16	31	田川	6,925	109.06	31	鹿屋	5,429	71.53	31	青梅	7,673	72.21	31	那覇	12,131	67.39
32	糸魚川	3,776	94.80	32	石岡	7,011	104.80	32	徳山	6,085	71.35	32	日立	11,154	70.01	32	姫路	11,663	64.70

【健康経営賞】

Aグループ 基準 35件 150%基準 53件					Bグループ 基準 45件 150%基準 68件					Cグループ 基準 55件 150%基準 83件					Dグループ 基準 70件 150%基準 105件					Eグループ 基準 85件 150%基準 128件				
順位	CC I	件数	基準 達成率(%)	150%基準 達成率(%)	順位	CC I	件数	基準 達成率(%)	150%基準 達成率(%)	順位	CC I	件数	基準 達成率(%)	150%基準 達成率(%)	順位	CC I	件数	基準 達成率(%)	150%基準 達成率(%)	順位	CC I	件数	基準 達成率(%)	150%基準 達成率(%)
1	五所川原	57	162.85	107.54	1	十和田	178	395.55	261.76	1	燕	111	201.81	133.73	1	小牧	206	294.28	196.19	1	足利	187	220.00	146.09
2	玉名	52	148.57	98.11	2	柳川	72	160.00	105.88	2	都城	99	180.00	119.27	2	青森	178	254.28	169.52	2	宇都宮	161	189.41	125.78
3	滑川	48	137.14	90.56	3	岡谷	66	146.66	97.05	3	伊勢崎	89	161.81	107.22	3	八戸	149	212.85	141.90	3	水戸	141	165.88	110.15
4	信州中野	46	131.42	86.79	4	新津	65	144.44	95.58	4	石巻	81	147.27	97.59	4	佐久	130	185.71	123.80	4	大分	137	161.17	107.03
5	新見	43	122.85	81.13	5	古川	60	133.33	88.23	5	大船渡	68	123.63	81.92	5	鹿沼	108	154.28	102.85	5	郡山	125	147.05	97.65
6	荒尾	41	117.14	77.35	6	相馬	58	128.88	85.29	6	栃木	67	121.81	80.72	6	三条	105	150.00	100.00	6	いわき	109	128.23	85.15
7	平田	37	105.71	69.81	7	本渡	57	126.66	83.82	7	塩釜	66	120.00	79.51	7	藤枝	89	127.14	84.76	7	姫路	108	127.05	84.37
8	山鹿	35	100.00	66.03	8	気仙沼	54	120.00	79.41	8	武生	63	114.54	75.90	8	高岡	88	125.71	83.80	8	長野	106	124.70	82.81
8	二本松	35	100.00	66.03	8	長浜	54	120.00	79.41	9	蒲郡	60	109.09	72.28	9	飯田	82	117.14	78.09	9	福井	99	116.47	77.34
8	井原	35	100.00	66.03	10	須賀川	53	117.77	77.94	9	大館	60	109.09	72.28	9	上田	82	117.14	78.09	9	秋田	99	116.47	77.34
11	五泉	34	97.14	64.15	11	茅野	42	93.33	61.76	11	臼田	59	107.27	71.08	9	山口	82	117.14	78.09	11	神戸	95	111.76	74.21
12	松浦	32	91.42	60.37	12	原町	41	91.11	60.29	12	鶴岡	55	100.00	66.26	12	出雲	80	114.28	76.19	12	宮崎	90	105.88	70.31
13	江津	27	77.14	50.94	12	諫早	41	91.11	60.29	13	真岡	52	94.54	62.65	12	会津若松	80	114.28	76.19	12	富山	90	105.88	70.31
13	亀田	27	77.14	50.94	14	下諏訪	40	88.88	58.82	14	古河	50	90.90	60.24	14	日光	79	112.85	75.23	12	岡崎	90	105.88	70.31
13	総社	27	77.14	50.94	14	奄美大島	40	88.88	58.82	15	七尾	49	89.09	59.03	15	長岡	77	110.00	73.33	15	前橋	86	101.17	67.18
16	いちき串木野	23	65.71	43.39	14	能代	40	88.88	58.82	15	防府	49	89.09	59.03	16	米沢	73	104.28	69.52	16	新潟	84	98.82	65.62
17	輪島	22	62.85	41.50	17	湯沢	39	86.66	57.35	17	伊那	45	81.81	54.21	17	小松	70	100.00	66.66	17	四日市	83	97.64	64.84
17	大町	22	62.85	41.50	17	人吉	39	86.66	57.35	18	富士吉田	44	80.00	53.01	17	日立	70	100.00	66.66	18	東京	82	96.47	64.06
19	長井	21	60.00	39.62	19	砺波	38	84.44	55.88	19	大垣	43	78.18	51.80	19	弘前	68	97.14	64.76	19	甲府	80	94.11	62.50
19	高鍋	21	60.00	39.62	20	横手	37	82.22	54.41	19	柏崎	43	78.18	51.80	20	焼津	64	91.42	60.95	20	福島	79	92.94	61.71



20th Asian Games
Aichi-Nagoya 2026

GAMES Volume. 2
INFORMATION
Digest

第20回アジア競技大会
(2026/愛知・名古屋)



アジア競技大会とは



大会の開催状況

参加国・地域
(NOC)

大会の特徴

アジア競技大会の特徴は、実施される競技の多さにあります。オリンピック実施競技に加え、アジア地域で盛んなカバディやセパタクロー等の競技が実施されます。

アジア競技大会とオリンピック競技大会の実施競技数

愛知・名古屋2026大会

約**40**競技(想定)

選手・チーム役員

最大**15,000**人

~~~~~

東京2020オリンピック競技大会

**33**競技

選手・チーム役員

約**18,000**人

~~~~~

多くのボランティアが活躍する大会

第18回大会(2018/ジャカルタ・パレンバン)



13,000人

第17回大会(2014/仁川)



12,300人

アジア競技大会とその歴史

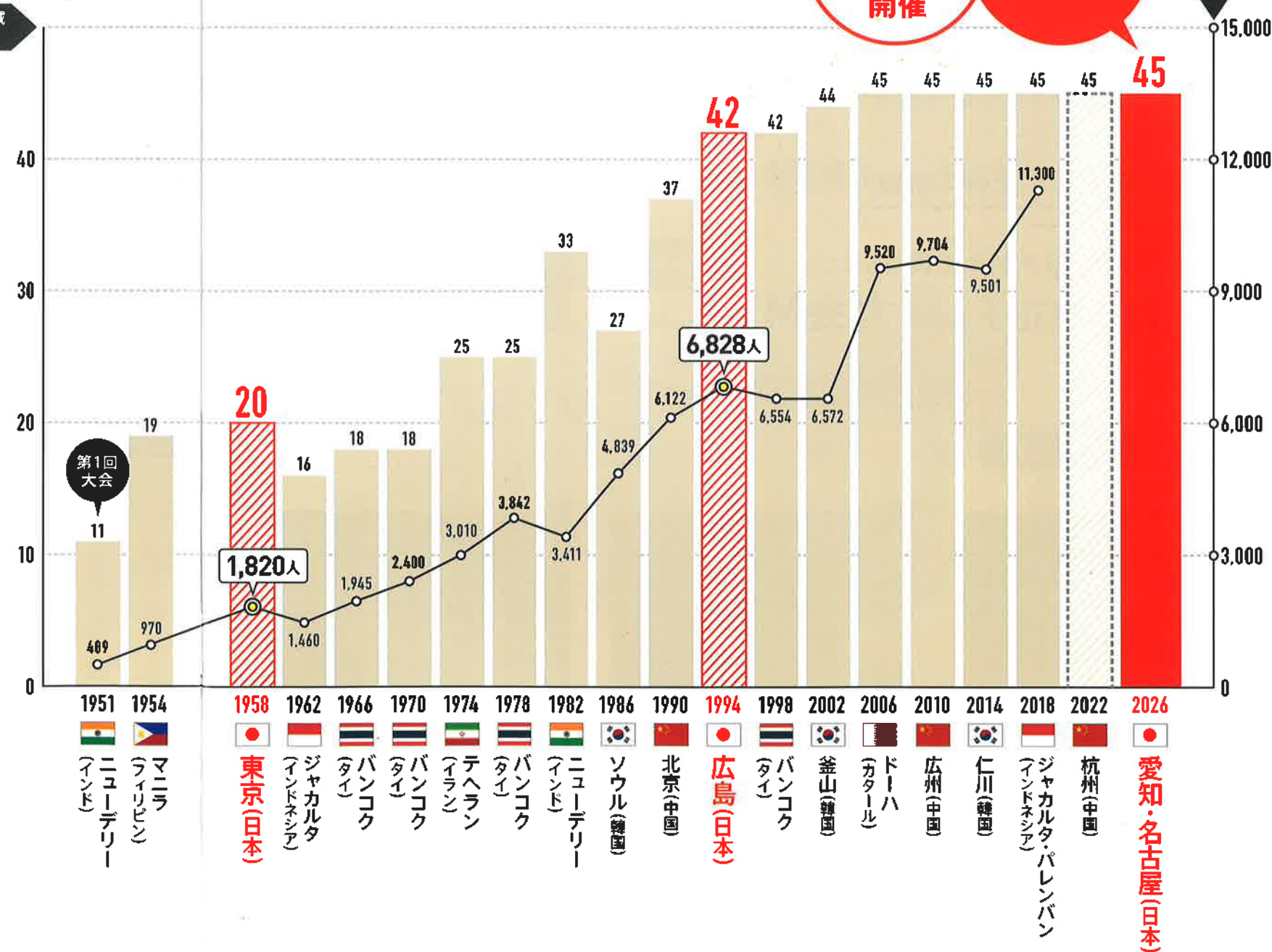
アジア競技大会は、4年に1度開催されるアジア最大のスポーツの祭典です。アジア・オリンピック評議会(OCA)が主催し、アジアの45の国と地域が参加します。アジア競技大会は、第二次世界大戦後まだ間もない1951年、我が国を含む11か国の参加の下、第1回大会がニューデリーで開催されました。

そこには、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いが込められていました。

以来、スポーツにより友情を育み、多様性を認め合うことを通じて、国際平和に寄与する一大イベントとなっています。

日本では/
32年ぶり
3度目の
開催

45の
参加国・地域



競技会場 MAP



競技
3 5 . . . セーリング
4 0 . . . トライアスロン

会場
海陽ヨットハーバー
蒲郡市内特設コース



資源エネルギー庁同日

2023年10月3日(火)

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課
新エネルギー企画グループ

担当 篠畑、川村

内線 5177、3386

ダイヤルイン 052-954-7417

本事業は、SDGsの「7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに」「9 産業と技術革新の基盤
をつくろう」「13 気候変動に具体的な対策を」
に資する取組です。

洋上風力発電・浮体式実証の候補海域として 「田原市・豊橋市沖」が選定されました！

国（^{ネド}NEDO：新エネルギー・産業技術総合開発機構）では、総額2兆円の「グリーンイノベーション基金」を活用して「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」を進めています。このプロジェクトでは、フェーズ2として2030年度までに、浮体式洋上風力^{※1}を国際競争力のある価格で商用化する技術確立するため、発電事業者を巻き込んで、システム全体として関連技術（風車、浮体式基礎の開発、設置工法、電気システム開発、運転保守高度化など）を統合した実証が行われます。

愛知県は、今年3月に「田原市・豊橋市沖」を、その候補海域として情報提供（応募）しておりましたが、本日、候補海域の1つとして選定されました^{※2}。

2019年に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる「再エネ海域利用法」が施行されてから、秋田県、千葉県などでは既に「促進区域」が定められ、事業者が公募で選定されておりますが、これらは主に「着床式」の取組が中心でした。今回の実証は、わが国において今後拡大が見込まれる「浮体式」を、商用化につなげるための取組となります。

今回の候補海域の選定を受けて、事業者が実証への応募に向けて計画づくりを進めることとなります。今年の冬頃に、国（^{ネド}NEDO）が事業者の公募を開始します。最終的な採択は2箇所程度とされており、審査期間も考慮すると、事業者が事業を開始するのは2024年春頃となる見通しです。

田原市・豊橋市沖は、全国でも有数の洋上風力のポテンシャルが高い地域であり、多くの事業者から問い合わせをいただいております。本県としては、この海域で実証事業が行われるよう、漁業者と十分調整を行いながら、応募を検討する事業者に対して、積極的に協力してまいります。

※1 洋上に浮かんだ浮体式構造物を利用する風力発電

※2 候補海域の情報については、別添を参照。

実証候補区域の詳細情報（愛知県田原市・豊橋市沖）①

別添 1

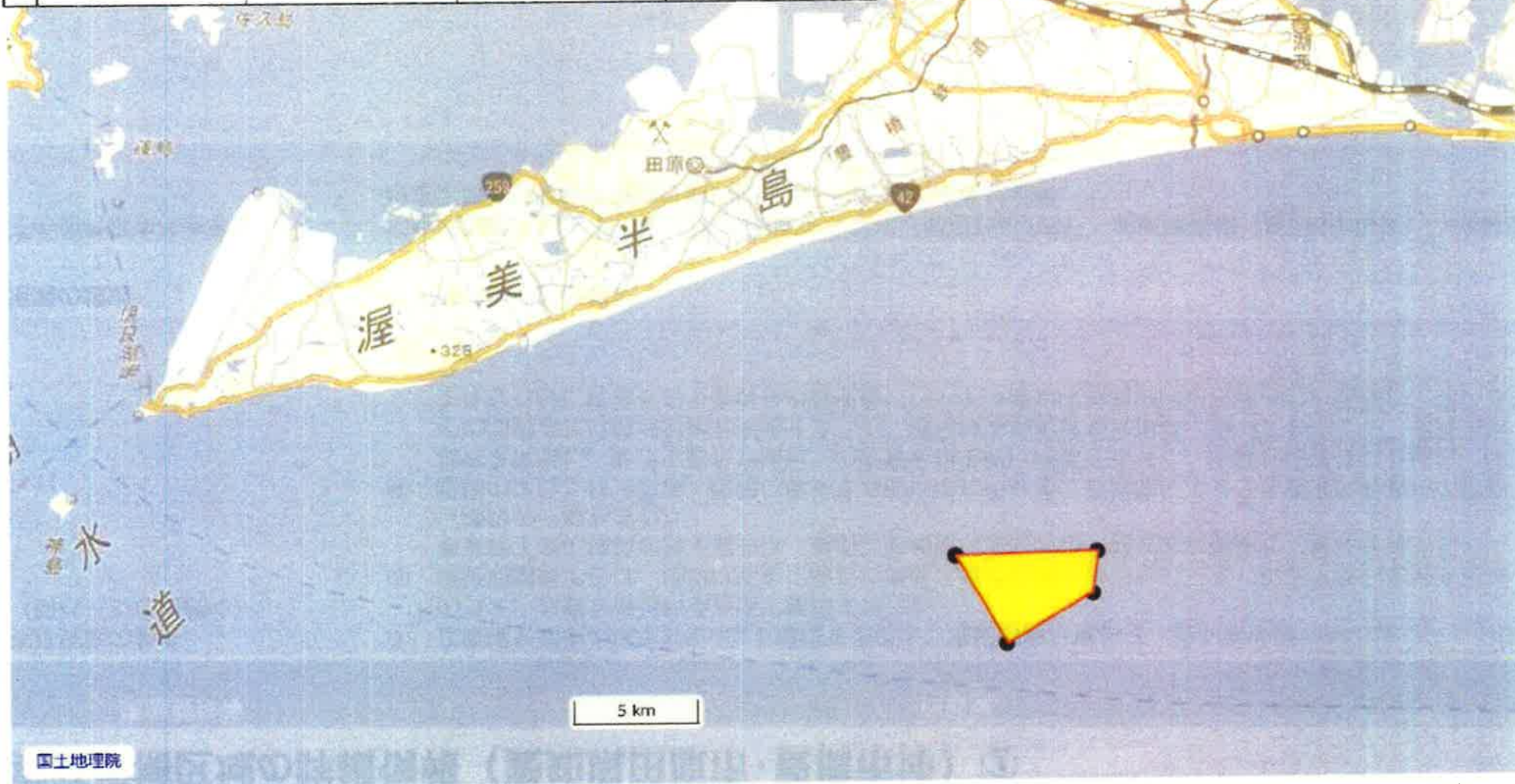
実施要件等	内容等
候補海域の所在地	愛知県田原市・豊橋市沖
候補海域の面積	約13.06km ² (1,306ha)
想定出力	1～3万kW (1～2基)
主な自然的条件	① 風況：8.5m/s～9.0m/s ② 水深：約80m～130m ③ 離岸距離：約14km～18km程度 ④ 波高：1.0～1.2m程度 ⑤ 潮汐：5年平均潮位：361.7cm（気象庁 赤羽根観測所） ⑥ 波浪：6.5s～7.0s（年エネルギー周期） ⑦ 地質：主に鮮新世－中期更新世 渥美沖層群 正断層あり ⑧ 海底地形：大陸棚 ⑨ その他自然条件：送電線の陸揚げ地点によっては藻場、アカウミガメ、スナメリ、鳥類の生息地に該当する場合もある。
実証実施の条件	① 都道府県条例に基づく海域の占用許可基準：愛知県国土交通省所管公共用財産管理規則による。 ② 候補海域付近に魚礁が存在するため、当該魚礁の利用に支障が生じない事業計画とすること。 ③ 海岸法に基づく海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の占用等許可基準：海岸法（昭和31年法律第101号）第7条及び第8条等並びに海岸法施行細則（昭和56年規則29号）。なお、候補区域に接する遠州灘（表浜）一帯は、アカウミガメや海浜植物の保護のため、自然公園法及び海岸法により、車両乗り入れが規制されている。 ④ 候補区域内における具体的な設置場所については、愛知県漁業協同組合連合会と協議し、合意を得ること。 ⑤ 工事にあたっては、愛知県漁業協同組合連合会に対し、着工前に工事内容やスケジュール等の詳細について説明するとともに、工事期間中は工事情報を関係漁業者に周知し、節目ごとに進捗状況等について報告すること。 ⑥ 風車本体及び係留施設を含め、概ね3km×2kmの範囲内に設置すること。実施困難な場合は、愛知県漁業同組合連合会と協議のうえ、合意を得られる方法で施設すること。【次ページへ】

実証候補区域の詳細情報（愛知県田原市・豊橋市沖）②

実施要件等	内容等
実証実施の条件 (前ページから続く)	⑦ 送電線を海底の地下1.5m以上埋設すること。実施困難な場合は、愛知県漁業同組合連合会と協議のうえ、合意を得られる方法で施設すること。 ⑧ 実証期間終了後は、施設は完全に撤去し海底に構造物等を残さないこと。なお、やむを得ず実証事業終了後に施設を残す場合は、事前に愛知県漁業協同組合連合会と協議し、承諾を得ること。 (施設の一部も含む) ⑨ 設備のプランが決定後、建設に着手する前に中立的な第三者機関による3年程度の漁業への影響調査を実施し、海洋生態系や漁業への影響を科学的に評価すること。影響が想定される場合には、その回避または軽減対策を実施すること。調査は漁業影響調査指針に基づくものとし、調査実施主体ならびに評価を行う委員会の構成員については愛知県漁業協同組合連合会と協議して決めること。
港湾の想定	三河港蒲郡地区を想定
その他考慮すべき事項	船舶通航量（31～150隻/月）や海底ケーブル（周辺1km以内）、海底障害物（周辺3km以内）、漁業権設定区域（送電線の陸揚げ地点による）、などに留意が必要。

実証候補区域の地図（愛知県田原市・豊橋市沖）

10進法		60進法		
経度	緯度	経度	緯度	
(1)	34.52595366	137.44111102	34° 31' 33.43"	137° 26' 28"
(2)	34.51096109	137.4393936	34° 30' 39.46"	137° 26' 21.82"
(3)	34.49285326	137.4016281	34° 29' 34.27"	137° 24' 5.86"
(4)	34.52510509	137.3789688	34° 31' 30.38"	137° 22' 44.29"



洋上風力発電（浮体式実証）の愛知県候補海域の概要

国（NEDO）のグリーンイノベーション基金『洋上風力発電の低コスト化プロジェクト フェーズ2（浮体式実証）※¹』の候補海域の1つ※²として、「愛知県田原市・豊橋市沖」が選定されました。

田原市・豊橋市沖は風況が良く、電力需要地に近いため、全国でも有数の洋上風力のポテンシャルが高い地域です。今後、この海域で実証事業がおこなわれるよう、漁業関係者と十分調整を行いながら、応募を検討する事業者に対して積極的に協力していきます。

※1 予算額：上限850億円。風車・浮体・ケーブル・係留等の一体設計を行い、2030年度まで全国2箇所程度において実証を実施

※2 他に3海域を選定（北海道2海域、秋田県1海域）

【概要】

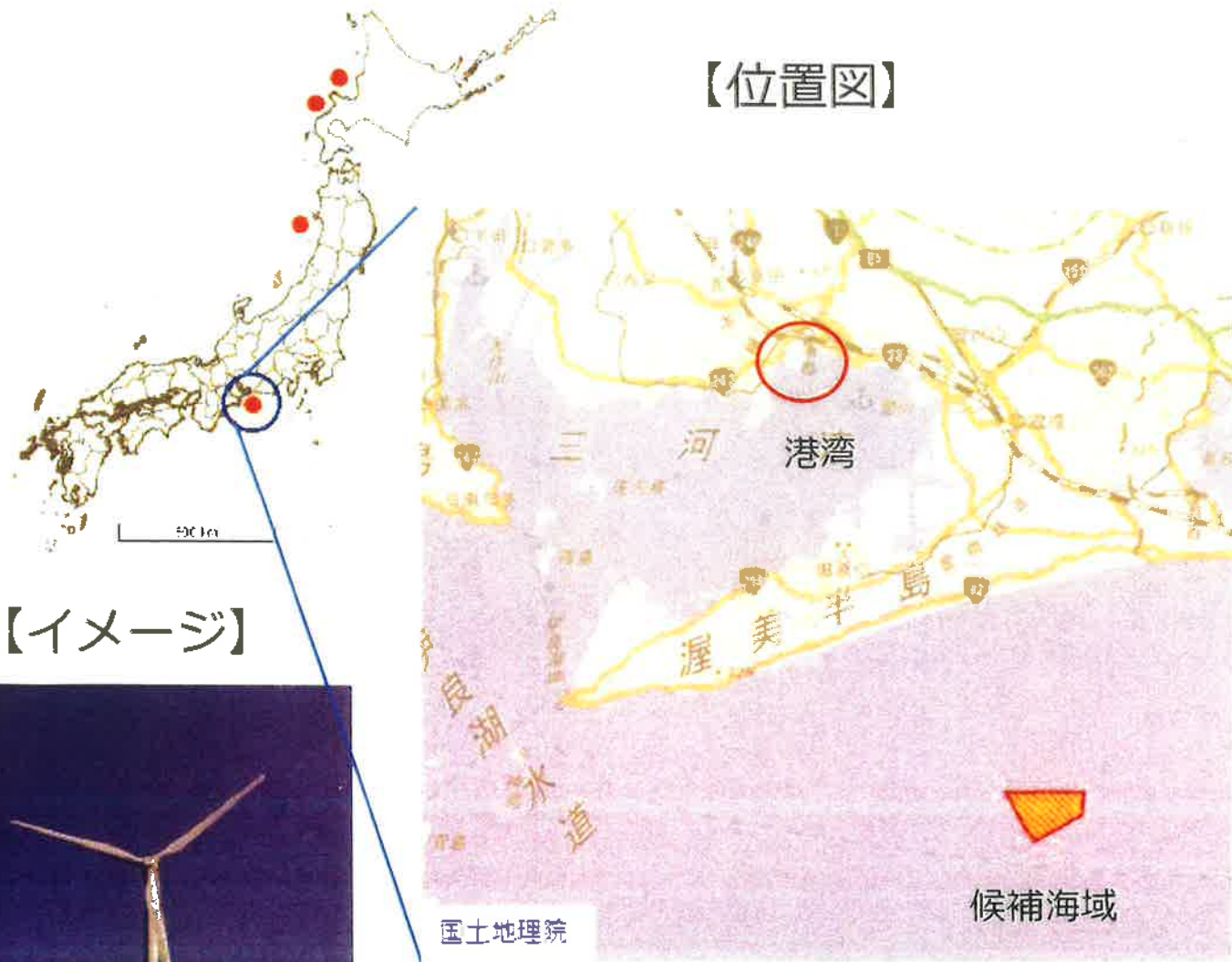
実施要件等	内容等
所在地	愛知県田原市・豊橋市沖
面積	約13.06km ² （1,306ha）
想定出力	1～3万kW（1～2基程度）
主な自然的条件	①風況：8.5m/s～9.0m/s ②水深：約80m～130m ③離岸距離：約14km～18km

【今後のスケジュール（想定）】



国へのヒアリングに基づき県で作成

【位置図】



【イメージ】



NEDO「NeoWins（洋上風況マップ）」をもとに作成。



004 「コカリナを吹くドルフィン」

寄贈者	コカリナアンサンブルドルフィン 蒲郡コカリナ愛好会
デザイン	コカリナアンサンブルドルフィン 代表 広浜洋子
設置	2023年8月1日

CONCEPT

コカリナは木の笛です。伐採された木を再生した SDGs な楽器です。

木の温かな音色のコカリナと海を泳ぐドルフィンをベンチにしました。

壮大に広がる自由な海に住む私たちと同じ哺乳類のドルフィン。波のリズム。

コカリナを吹くドルフィンのベンチに座り空を眺め風を感じて心を開放してあなただけの想いに浸る

ひとときを過ごしてみませんか。ほっと心 休ませてごらん。ほっと心 遊ばせてごらん。

[お問合せ 蒲郡ベンチアートプロジェクト委員会 事務局 TEL : 0533-68-7171]

コカリナアンサンブルドルフィン 蒲郡コカリナ愛好会様
寄贈ベンチアート 除幕式・寄贈式 ご出席者

令和5年8月6日(日) 10:00~10:30

みなとオアシスがまごおり

(敬称略)

寄贈者

コカリナアンサンブルドルフィン	代表	広浜 洋子
蒲郡コカリナ愛好会	代表	井野 佐登
蒲郡市立蒲郡中学校	校長	岡田 敏宏
蒲郡市立蒲郡東部小学校	校長	尾崎 佳孝
蒲郡市立蒲郡南部小学校	教頭	奥村 那奈

蒲郡ベンチアートプロジェクト委員会

顧問	衆議院議員	今枝 宗一郎
顧問	愛知県議会議員	喚田 孝博
名誉会長	蒲郡市長	鈴木 寿明
会長	蒲郡商工会議所顧問	小池 高弘
副会長	(一社)蒲郡市観光協会会長	杉山 和弘
副会長	蒲郡市シティセールス推進協議会会長	水野 順也
理事 総務部会長	蒲郡市シティセールス推進協議会	山本 昌宏
理事 サポートーズ部会長	蒲郡市シティセールス推進協議会	小林 英一郎
理事 企画デザイン部会長	蒲郡市シティセールス推進協議会	小田 直宏
理事 施工管理部会長	蒲郡市シティセールス推進協議会	稲吉 伸英
理事	がまごおり市民まちづくりセンター代表	金子 哲三
理事	蒲郡商工会議所青年部会長	鈴木 幹夫
理事	(一社)蒲郡青年会議所理事長	鈴木 崇之
理事	蒲郡市総代連合会会長	藤田 幸三
理事	蒲郡ライオンズクラブ会長	志賀 浩
理事	蒲郡ロータリークラブ会長	小池 高弘
理事	蒲郡市教育部長	岡田 隆志
理事	蒲郡市産業振興部長	池田 高啓
監事	蒲郡信用金庫地域振興部長	仲田 勝成
監事	蒲郡商工会議所専務理事	山下 英孝
総務部会	蒲郡市産業振興部観光まちづくり課長	小田 芳弘
総務部会	蒲郡市シティセールス推進協議会	笹野 弘明
総務部会	蒲郡市観光まちづくり課シティセールス推進室長	小山 道德
総務部会	蒲郡市観光まちづくり課シティセールス推進室	来本 晃彩
サポートーズ部会	蒲郡市シティセールス推進協議会	太田 章男
企画デザイン部会	社会福祉法人楽笑	小田 泰久

コカリナ演奏関係出席者・・・ 蒲郡市立蒲郡中学校1年生、蒲郡市立蒲郡南部小学校5年生、
蒲郡市立蒲郡東部小学校3年生の有志の皆様
コカリナアンサンブルドルフィンの皆様、父兄の皆様

「発見・体験・シェアができる展示会」

報12

テキサスビジョン 2023 ミカワ

入場無料 蒲郡商工会議所

11/17 FRI ~ 18 SAT
10:00~16:00

69th TEX VISION 2023 MIKAWA

ミカワもスラバTON

〜産地のOBATON〜

クイズラリー開催

来場者先着300名様！三河木綿商品が当たるチャンス！



かまこおりじなる

CIRCULAR CITY GAMAGORI

繊維総合展示会

www.texvision-mikawa.jp



■主催/テキサスビジョンミカワ開催委員会

蒲郡市、蒲郡商工会議所、三河繊維産元協同組合、三河織物工業協同組合、
東三河染色協同組合、中部繊維ロープ工業協同組合

■後援/愛知県、日本紡績協会、日本化学繊維協会、一般財団法人メンケン品質検査協会、
一般財団法人カケンテストセンター、一般財団法人ニッセンケン品質評価センター、
ダイセン株式会社（繊維ニュース）、織研新聞社

■テキサスビジョンミカワ開催委員会 事務局/蒲郡商工会議所

愛知県蒲郡市港町18番23号 TEL.0533-68-7171

産地【発見+体験】フェア

- ・十人十色・未来へのバトン
- ・未来へのバトン産地の取り組み
- ・産地企業マッチング
- ・イチオシ商品コーナー
- ・オープンファクトリー
- ・匠のワークショップ
- ・ミカワサステナブルシェ
- ・ハギレでハンドメイドコンテスト
- ・こんな繊維があったらいいなアイデア作品
- ・趣味とふれあいの手工芸展

産地バザール

三河産地のメーカーによる
布団カバ、寝具などの
繊維製品を大特価で即売。

会場/蒲郡商工会議所・駐車場

※雨天の場合は中止となります

サステナワークショップ

オリジナル作品をつくる
産地体験型ワークショップ

会場/蒲郡商工会議所
日程/11月17日(金)・18日(土)

会場/生命の海科学館
日程/11月18日(土)のみ

産地活性化講演会

テーマ 岐阜の町工場の企みin双葉

講師 浅野雅己氏 浅野熊奈代表取締役社長

日時 11月17日(金) 13:30~15:00

会場 蒲郡商工会議所
イベントホール(2F)



テックスビジョン 2023 ミカワ

ミカワサステナBATON ~ぐるぐるめぐる産地のBATON~

「発見・体験・シェアができる展示会」
69th TEX VISION 2023 MIKAWA
繊維総合展示会

11/17 FRI ~ 18 SAT

産地【発見+体験】フェア

11/17金・18土 10:00 ~ 16:00

蒲郡商工会議所/コンベンションホール

●十人十糸-未来へのバトン:

次世代へ届けたい産地の匠や若き担い手の想いをご紹介します

●未来へのバトン-産地の取り組み-:

がまごおりコットンプロジェクト、地場産業活性化プロジェクトなど産地の取り組みをご紹介します

●イチオシ商品コーナー:

産地企業の各社自慢のイチオシ商品・技術を展示紹介

●ミカワサステナマルシェ:

廃棄資材を活用した商品等のサステナブルな商品の販売

●ハギレでハンドメイドコンテスト:

三河産地の不要なハギレを使った作品コンテスト

●こんな繊維があったらいいアイデア作品:

市内小学校5年生が考えたアイデア作品の展示

●産地企業マッチング:

三河産地企業との出会いの場となるマッチングを蒲郡商工会議所 イベントホールで開催

●趣味とふれあいの手工芸展、

三河繊維技術センター研究試作展

●オープンファクトリー:

産地のものづくり現場を体感する工場見学

17日: 藤浜染工株式会社

艶栄工業株式会社

サンローズ株式会社

事前予約制 ※各工場で開催

●匠ワークショップ:産地のしごとを体験

<商工会議所会場>【事前予約制】

17日: 手織り体験

講師/三敬株式会社

時間/①10:15~ ②11:00~

③13:00~ ④14:00~

18日: ロープでリースづくり

講師/株式会社丸五製綱所

時間/①10:00~ ②11:00~

③13:00~ ④14:00~

<生命の海科学館会場>【事前予約制】

蒲郡市生命の海科学館HPにて11月11日(土)9:00より予約開始!

18日: しぼり染め体験

講師/東三河染色協同組合

時間/①10:00~ ②13:00~

産地企業マッチング



予約申し込みはこちらから!

オープンファクトリー



予約申し込みはこちらから!



予約申し込みはこちらから!



予約申し込みはこちらから!



産地バザール

R café クレープ屋さん・駄菓子屋 千草さんのキッチンカーが来ます!!

11/17金・18土 10:00 ~ 15:00

蒲郡商工会議所/駐車場

※訳アリ商品のため、キズ・汚れがあるものもございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

お得な掘り出し物がたくさん!

日頃の感謝を込めた、三河産地のメーカーによる布団カバーや寝具などの繊維製品の即売会です。

エコバッグ持参のご協力をお願いします。

※雨天の場合は、中止となります。

イチブン(株)/寝具、タオル他

音部(株)/敷パッド、カバー、シーツ他

(株)ガーデン/ガーゼハンカチ・タオル・ガーゼケット

蒲装(株)/クッション、長座布団等

公大(株)/布団カバー、ガーゼケット、パジャマ

三州(株)/布団カバー、シーツ、敷パット

サンローズ(株)/カーテン、小物

(株)鈴木商店/カーテン、のれん、カフェカーテン、タッセル、クッション

大丸(株)/婦人服、雑貨

伴装(有)/ベッドパット

(株)渡邊/エプロン、ホームウェア

北斗寮/やきとり

くすの木福祉事業会/菓子・木工製品・しいたけ・パン

おらがの店じまん

栄軒、宝栄堂本舗、梅月園 六花、焼肉大倅、Sea Stone

サステナワークショップ

オリジナル作品をつくるワークショップ。参加費無料!

協力/ミカワ・テキスタイル・ネットワーク協議会

11/17金・18土 <蒲郡商工会議所会場>

●ミニ染め体験ができます! 予約不要

11/17金

<蒲郡商工会議所会場>

テックスビジョン2023ミカワ HPにて予約受付中!

●ハギレで小皿づくり

講師/手しごと工房 道~琉さん

時間/①10:15~ ②11:00~

③13:00~ ④14:00~

予約申し込みはこちらから!



11/18土

●ハギレでコサージュづくり

講師/クラフト作家 鈴木さん

時間/①10:00~ ②11:00~

③13:00~ ④14:00~

●マクラメリーフのイヤークラフづくり

講師/クラフト作家 山中さん

時間/①10:00~ ②11:00~

●紙管で作るフックスタンドづくり

講師/クラフト作家 山中さん

時間/①13:00~ ②14:00~

<会場:生命の海科学館会場>

蒲郡市生命の海科学館HPにて11月11日(土)9:00より予約を開始!

●ハギレで作るぬいぐるみチャーム

講師:クラフト作家 小林さん

時間/①10:00~ ②11:00~

③13:00~ ④14:00~



予約申し込みはこちらから!

産地活性化講演会

11/17金 13:30~15:00

会場:蒲郡商工会議所 イベントホール(2F)

定員:40名

テーマ 岐阜の町工場の企みin双葉

講師:浅野雅己氏

浅野燃糸株式会社 代表取締役社長



予約申し込みはこちらから!

テックスビジョン 2023 ミカワ開催要綱

趣 旨 : 三河繊維産地の連帯強化をはかるとともに、市場ニーズに即応した高付加価値商品開発および用途開発等を推進し、関係者の相互啓発をはかるとともに、これを広く宣伝し、もって繊維産業の振興を期する。

テ ー マ : 「ミカワサステナBATON～ぐるぐるめぐる産地のバトン～」
海と山に囲まれた三河産地。
豊かな自然に囲まれたこの街には、テキスタイルの産地としても、
代々から続く技術や資源が溢れています。
この豊かな資源を未来へと繋げるために、
これからもこの街と人と歩んでいくために、
私たちが未来へ繋げたい「産地のバトン」を考えます。

1. 名 称 : テックスビジョン 2023 ミカワ

2. 主 催 : テックスビジョンミカワ開催委員会
蒲郡市、蒲郡商工会議所、三河繊維産元協同組合、三河織物工業協同組合
東三河染色協同組合、中部繊維ロープ工業協同組合

3. 後 援 : 愛知県、日本紡績協会、日本化学繊維協会、一般財団法人メンケン品質検査協会、一般財団法人カケンテストセンター、一般財団法人ニッセンケン品質評価センター、ダイセン(株)、織研新聞社

4. 会 場 : 蒲郡商工会議所（蒲郡市港町 18 番 23 号）

5. 会 期 : 令和 5 年 11 月 17 日（金）～18 日（土） 2 日間
※オープニングセレモニー 令和 5 年 11 月 17 日（金）9:45～
蒲郡商工会議所コンベンションホール前

6. 事業内容 :

1) 産地【発見＋体験】フェア

(1) 十人十糸ー未来へのバトンー：次世代へ届けたい産地の匠や若き担い手の想いを紹介
未来へのバトンー：産地の取り組み

（がまごおりコットンプロジェクト、地場産業活性化プロジェクトなど）

(2) 産地企業コーナー

A イチオシ商品コーナー：産地企業の各社自慢のイチオシの商品・技術を展示紹介

B オープンファクトリー：産地のものづくりの現場を体感する工場見学 ※各工場で開催

C 匠ワークショップ：産地のしごとを体験 【事前予約制】＜参加費無料＞

＜蒲郡商工会議所会場＞

11/17(金)三敬株式会社：手織り体験

11/18（土）株式会社丸五製綱所：ロープでリースづくり
＜生命の海科学館会場＞

11/18（土）東三河染色協同組合：しぼり染め体験

D ミカワサステナマルシェ：廃棄資材を活用した商品等サステナブルな商品の販売

(3) ハギレでハンドメイドコンテスト：三河産地の不要なハギレを使った作品コンテスト

(4) こんな繊維があったらいいなアイデア作品：市内小学5年生が考えたアイデア作品を展示
（三河繊維技術センター研究試作展、趣味とふれあいの手工芸展を含む）

日 時 11月17日（金）～18日（土）10:00～16:00

会 場 蒲郡商工会議所 コンベンションホール他

2) オンラインテックスビジョン

オンライン上にテックスビジョン特設サイトを開設。参加企業の紹介や、展示会の様子を掲載。

サイト URL ⇒ <http://www.texvision-mikawa.jp/>

3) 産地企業マッチング

三河産地企業との出会いの場となるマッチング商談会。

日 時 11月17日（金）10:30～12:00

会 場 蒲郡商工会議所 イベントホール

4) 産地活性化講演会

三河産地の活性化を図るための講演会。

日 時 11月17日（金）13:30～15:00

会 場 蒲郡商工会議所 イベントホール

テーマ 岐阜の町工場の企み in 双葉

講 師 浅野燃糸株式会社 代表取締役社長 浅野雅己 氏

5) 産地バザール

地元メーカー等による繊維製品等の即売会。

日 時 11月17日（金）～18日（土）

会 場 蒲郡商工会議所、駐車場

6) サステナワークショップ ＜参加費無料＞

オリジナル作品をつくる体験型ワークショップ。

日 時 11月17日（金）・18日（土）

＜蒲郡商工会議所会場＞

●ミニ染め体験 【予約不要】※材料がなくなり次第終了

日 時 11月17日（金）

●ハギレで小皿づくり 講師：手しごと工房 道～琉 【事前予約制】

日 時 11月18日（土）

＜蒲郡商工会議所会場＞

●ハギレでコサージュづくり 講師：クラフト作家鈴木 【事前予約制】

- マクラメリーフのイヤークフづくり 講師：クラフト作家山中【事前予約制】
 - 紙管で作るフックスタンドづくり 講師：クラフト作家山中【事前予約制】
- <生命の海科学館会場>
- ハギレで作るぬいぐるみチャーム 講師：クラフト作家小林【事前予約制】

協 力 ミカワ・テキスタイル・ネットワーク協議会

7) TOKYO 展示会出展

商談を目的とした東京ビッグサイト等で開催の展示会に三河産地として出展。

期 間 令和5年4月～令和6年3月

7. 宣 伝 : ポスター、新聞等の印刷物の配布並びに WEB サイト、SNS (Instagram、Facebook ページ)、会議所会報、業界紙への広告、同記事掲載等の宣伝方法による。
- WEB サイト URL <http://www.texvision-mikawa.jp>

8. 組 織 :
- | | |
|---------|---------------------|
| 顧 問 | 愛知県知事 |
| 参 与 | 県会議員 (地元選出)、蒲郡市議会議員 |
| 名 誉 会 長 | 蒲郡市長 |
| 会 長 | 蒲郡商工会議所会頭 |
| 副 会 長 | 蒲郡市副市長 |
| 開 催 委 員 | 主催構成団体の代表者 |
| 監 事 | 会長委嘱者 |
| 運 営 委 員 | 主催構成団体委嘱者 |
| 部 会 委 員 | 〃 |

9. 事 務 局 : 愛知県蒲郡市港町 18 番 23 号 (蒲郡商工会議所内)
- 電話 (0533) 68-7171 (代)

令和5年度おらがの店じまん（一店逸品発掘事業）

蒲郡商工会議所

目 的： 市内の各商店が自信を持って消費者におすすめしている逸品について認定し、パンフレットの配布やスタンプラリーを行い、またWEBサイトで紹介することにより、新規顧客開拓の支援及び市内の経済活性化を目指す。

主 催： 蒲郡商工会議所

共 催： （一社）蒲郡市観光協会

認 定 数： 64店舗・64品

パンフレット発行部数： 4万3千部

パンフレット配布場所： 広報がまごおり11月号
認定品の各店舗、蒲郡商工会議所
蒲郡市役所、（一社）蒲郡市観光協会など



スタンプラリー：スタンプラリーのスタンプは、『令和5年度おらがの店じまん』パンフレットに掲載されている店舗で商品購入につきスタンプラリーの台紙に1つ押印され、スタンプを3つ（同一店舗のスタンプは不可）集めた方を対象に抽選を実施し、当選者に賞品をプレゼントする。

【期間：令和5年10月1日（日）～令和6年1月10日（水）】

そ の 他：パンフレットに特典のついている店舗へパンフレットを持参すると、店舗独自の特典が受けられる。（例：5%OFF、ドリンクサービス等）
※特典のない店舗もあります

令和5年度おらがの店じまん』ホームページ

<http://www.gamagoricci.or.jp/business/oragamise>



令和 5 年度
蒲郡市功劳者功績者等表彰式

式次第・被表彰者名簿

蒲 郡 市

令和 5 年 1 1 月 6 日

令和5年度蒲郡市功労者功績者等表彰式

被 表 彰 者 名 簿

(順不同、敬称略)

功 労 者 表 彰 2 名

功 績 者 表 彰 6 名

特 別 感 謝 状 1 名、1 団体

多年にわたり市政の発展に寄与されました皆様に、市功労者、功績者表彰を授与し、その榮譽を称えとともに、各分野においてご尽力いただきました皆さんに、特別感謝状を贈り深く感謝の意を表するものであります。

なお、蒲郡市功労者の表彰に関する条例第6条の規定に基づき設置された表彰審査委員会の委員の皆さんは次のとおりです。

委員長	蒲郡市長	鈴 木 寿 明
委員	蒲郡商工会議所会頭	小 澤 素 生
委員	蒲郡市総代連合会会長	藤 田 幸 三
委員	蒲郡市社会福祉協議会会長	鈴 木 良 一
委員	蒲郡市教育委員会教育長	壁 谷 幹 朗
委員	学識経験者	志 賀 笑 子
委員	学識経験者	大 隅 美 子

功績者表彰

地方自治

井澤 勝明

多年にわたり蒲郡市副市長として、地方自治の発展に多大な貢献をされました。

地方自治

来本 健作

多年にわたり蒲郡市議会議員として、地方自治の発展に多大な貢献をされました。

産業振興

小池 高弘

多年にわたり蒲郡商工会議所会頭として、産業の発展に多大な貢献をされました。

社会事業

牧原 正子

多年にわたり保護司として、社会福祉の増進に多大な貢献をされました。

保健衛生

近藤 耕次

多年にわたり学校医として、保健衛生の推進に多大な貢献をされました。

ファミリービジネス

同族経営の光と影



我が国における中小企業の割合は99%以上、約360万社の中小企業が5,700万人の雇用を支え、その9割以上が家族経営・同族経営の企業とされています。

地域や従業員から愛され、百年以上続く**長寿企業**が3万社以上存在する一方、**某芸能事務所**や**中古車販売企業**のように、コンプライアンス意識の欠如により存続を危ぶまれる企業、消滅していく同族企業も後を絶ちません。

本講演では、**同族経営の光と影**をテーマに、**中小企業経営**のあり方についてお話しいたします。

経済ジャーナリスト

講

師

すだ しんいちろう

須田 慎一郎氏

メディアでもご活躍中の須田氏が同族経営を語る90分

日時	令和5年12月13日 水 14:00~15:30	Profile	経済ジャーナリスト 須田 慎一郎 氏
会場	蒲郡商工会議所 コンベンションホール 〒443-8505 愛知県蒲郡市港町18-23		経済ジャーナリスト。1961年、東京生まれ。日本大学経済学部卒。経済紙の記者を経て、フリー・ジャーナリストに。「夕刊フジ」「週刊ポスト」「週刊新潮」などで執筆活動が続けるかたわら、テレビ朝日「ビートたけしのTVタックル」、読売テレビ「そこまで言って委員会NP」、文化放送「須田慎一郎のこんなことだった!! 誰にもわかる経済学」他、テレビ、ラジオの報道番組等で活躍中。また、平成19年から24年まで、内閣府、多重債務者対策本部有識者会議委員を務める。政界、官界、財界での豊富な人脈を基に、数々のスクープを連発している。
参加費	無料	定員	100名
ご参加申込み	下記申込書からFAXまたはQRよりWEBにてお申込みください。		

お申込み 東三河法人会 蒲郡支部 (蒲郡商工会議所 内) FAX: 0533-68-0339

事業所名

役職	氏名	役職	氏名
TEL		E-Mail	

WEB申込



税に強い、経営者が 次世代を支える!

法人会って、
どんな団体?



4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

会員企業は
70万社超!

法人会キャラクター
けんた君



法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 

働き方改革対応講習会

各種ハラスメントの予防・実務対応

労使トラブルになる前の対応・準備のためにご参加ください。

- ①なぜハラスメント対策が必要か
- ②ハラスメントとは・ハラスメントの類型
- ③事業主が講ずべき措置
- ④相談・申告があった場合の初動対応
- ⑤調査の進め方 ⑥調査終了後の対応



日時 **令和5年12月14日(木)**

午後1時30分～午後4時30分

開催方法 オンライン (ZOOM)

※申込後、開催日前日までに事務局から参加用 URL 等をメール送信します。

講師 有田労務管理事務所

有田 知史 (ありたともふみ) 氏

＜ご紹介＞ ・2010年：地方金融機関入社
・2017年：有田労務管理事務所 入所 現在に至る

＜国家資格など＞

・2018年：第1種衛生管理者 登録、基本情報技術者 合格、
メンタルヘルスマネジメント検定第1種（マスターコース）合格
・2019年：中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士 登録
・2020年：キャリアコンサルタント 産業カウンセラー 登録



web 申し込みはこちら

参加費 無料

主催 蒲郡商工会議所 中小企業相談所

働き方改革対応講習会 (12/14) 参加申込書

準備の都合上 12月8日(金) までに、上記 QR コードもしくは FAX にてお申込みください。

オンライン開催の都合上、メールアドレスの記入は必須です。読みやすく正確な字でご記入下さい。

申込先：蒲郡商工会議所 TEL：0533-68-7171 FAX：0533-68-0339 担当：寺田、渡邊

事業所名		
参加者氏名		
TEL/FAX	TEL	FAX
メールアドレス (必須)		

～今年も持続化補助金の公募が予定されています～

補助金を活用した販路拡大を支援します!**持続化補助金とは**

この補助金は、小規模事業者が商工会議所と一体となり、経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取組みに対し、原則**50万円を上限に補助(補助率2/3)**するものです。申請にあたっては、商工会議所へ事業支援計画書の作成・交付を依頼する必要があります。

対象になる取組みとは

- 新たな販促用チラシの作成・送付
- 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- 店舗改装・看板の設置
- 機械装置等、設備の導入 など

※持続化補助金とは別に中小企業を対象とした販路拡大の補助金も予定されています。

※蒲郡市では、創業者を対象とした創業・創業直後にかかる費用の一部を補助する補助金も予定されています。

**補助金を申請するには**

補助金の申請には、**経営計画書の作成**が必要です。

経営計画書が作成できる!!

2月9日(金)13:00～17:00 個別相談付き

経営計画作成セミナー開催**開催日**

2024年
1月22日(月)・26日(金)・29日(月)・2月5日(月)

時間

14:00～16:30

場所

蒲郡商工会議所 コンベンションホール

参加料

2,000円(税込)

募集定員

15名 ※先着順

申込締切

2024年**1月15日(月)**
※定員になり次第締め切ります

申込方法

裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

セミナー講師

創業したての方も大歓迎！ぜひご参加ください！

蒲郡商工会議所
ビジナビ経営相談員

ひのまさあき
日野真明氏

商売繁盛大好き

マーケティング経営コンサルタント

MORE経営コンサルティング株式会社代表取締役。大手流通業への勤務を経てコンサルティング会社を設立。中小企業診断士、一級販売士、MBA、ITコーディネータ。『ふせん1枚から始める「事業計画」』、『はじめまして 売れる「伝え方」のぜんぶです』、など著作多数。70

1/22 月 14:00~16:30

「知ろう」

自分のお店・会社の強みと弱みとは？

- 自分の商売を知ろう
- お客さまを知ろう
- 補助金を知ろう

1/26 金 14:00~16:30

「考えよう」

moreメソッド®の活用

- お客さまに喜んでいただくことを考えよう
- アイデアを考えよう
- 伝え方を考えよう

1/29 月 14:00~16:30

「作ろう」

戦略シートの作成

- ジブン戦略を作ろう
- お客さまからの信頼を作ろう
- 売れる商品を作ろう

2/5 月 14:00~16:30

「磨こう」

戦略シートの作成

- 戦略シートをさらに磨こう
- ファンを磨こう
- 補助金申請書を磨こう

個別相談

2/9 金 13:00~17:00

「相談しよう」

- 経営計画書作りで困ったことや分からないことを相談しよう！

セミナー後も経営計画書作りをサポートします！

自社の強みを掘り起こし、ビジネスプランを作りましょう!!

ご参加を希望される方は、Web申込フォームまたはTEL・FAXにてお申込みください。

TEL:0533-68-7171
FAX:0533-68-0339

QRコードからWebにアクセスの上、お申込みください

〈申込締切〉

1月15日(月)



「経営計画作成セミナー」参加申込書

事業所名			所在地	
参加者名			参加者役職	
電話			業種	
FAX				
従業員数		個別相談を希望しますか？	はい・いいえ	

※ご記入いただいた内容は参加者把握のために利用するほか、事務連絡や関連事業の情報提供のために利用させていただくことがあります。

〈お申込み・問い合わせ先〉 蒲郡商工会議所 〒443-8505 蒲郡市港町18-23

TEL:0533-68-7171 FAX:0533-68-0339

蒲郡商工会議所

検索

<http://www.gamagoricci.or.jp>

